

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等

(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(GEP S)で行う対象案件です。

令和4年8月23日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

○特船契第 1172 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 77

(2) 購入等件名及び数量

測量船 2 隻 中検修理

(3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。

(4) 履行期限 令和5年3月29日

(5) 履行場所 請負造船所

(6) 入札方法 総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システム（G E P S）の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、

未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 4・5・6 年国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（船舶整備）」の A 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参

加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先 政府電子調達（GEP S）

<https://www.geps.go.jp/> 電子調達システムヘルプデスク TEL0570-014-889

(2) 入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第二契約係 千葉 将太 電話 03-3591-6361 内線 2831

(3) 入札説明書の交付方法 仕様書等（入札説明書含む）の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/seifutyoutatu.html>.

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する。）並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和4年9月20日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

令和4年10月12日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和4年10月13日 13時30分

海上保安庁入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

(4) 契約書作成の要否 要。

本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(5) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩

序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KATUYAMA Kiyoshi, Vice Commandant, Japan Coast Guard.

(2) Classification of the services to be procured: 77

(3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required.: Regularly repair service of hydrographic survey 2 vessel

①Regularly repair service of hydrographic survey vessel HEIYOU

②Regularly repair service of hydrographic survey vessel KOUYOU

(4) Fulfillment limit: 29.March.2023.

(5) Fulfillment place: The shipyard which will contract for repair.

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet

Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c) have Grade A level of interest in Service in Kanto • Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022•2023•2024.

(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.

(e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

(7) Time-limit for tender;

17:00, 12. October. 2022.

(8) Contact point for the notice: CHIBA Shota,
Contract and Accounts Office, Budget Division,
Administration Department, Japan Coast Guard,
2-1-3, Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-
8976 Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2831

入札書

一金

ただし 測量船2隻 中検修理

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

(特船 1172)

1. 発注件名 測量船2隻 中検修理

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 測量船 2 隻 中検修理

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(様式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確認書

件名: 測量船2隻 中検修理

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

企業名称

代表者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【電子証明書の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

*今回限定した上記の電子証明書以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

(担当者連絡先)※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。

担当者名:

電話番号:

メールアドレス:

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式3)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式5

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 年 月 日から

年 月 日まで

委任事項

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

様式 6

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

「件名：測量船2隻 中検修理」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

令和4年度
特船契第1172号

船舶修繕請負契約書

船舶修繕請負契約書

収入
印紙

- 修繕物件名 測量船2隻 中検修理
ただし、別紙仕様書及び図面のとおり。
- 請負金額 金 円也
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円
- 履行期限 測量船平洋：令和4年10月20日から令和5年1月20日まで（検査記録等 最終提出期限 令和5年3月29日）
測量船光洋：令和4年12月3日から令和5年3月3日まで（検査記録等 最終提出期限 令和5年3月29日）
ただし、修理日程については、海上保安庁装備技術部船舶課船舶整備企画室担当官と協議のうえ決定することとし
連続する40日以内とする。また、検査記録等については修理完了後30日以内とする。
- 修繕場所及び引渡場所 修繕請負造船所（検査記録等の提出先は海上保安庁）
- 契約保証金 免除

上記修繕について、支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔 を発注者 とし、
請負者を として、次の条件により請負契約を締結する。

（総 則）

第1条 受注者は、別紙仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に基づき、引渡期限までに、頭書の修繕物件を完成して、その結果を引渡場所
において、発注者に引き渡すものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

(仕様書等の解釈等)

第2条 仕様書等について疑義を生じたとき又は仕様書等に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内において施行するものとする。

2 受注者は、修繕工程表及び修繕費内訳明細書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、監督職員の監督の実施について、必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合にはこれに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 修繕物件又は修繕現場に搬入した検査済み修繕材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(代理人等に関する措置要求)

第6条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等での契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（特許権等の使用）

第7条 受注者は、修繕の施行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

（材料の検査等）

第8条 受注者の負担に属する修繕材料は、発注者が特に指定したものを除き、その使用前に監督職員の検査を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者が検査を受けなかったとき又は検査に合格した材料以外の材料を使用したときは、使用後であっても、これを取り替えさせることができるものとする。

2 受注者は、材料検査の結果合格となった材料等と検査未済又は不合格となった材料等とに区分する措置をとるとともに、不合格となった材料等を良品とすみやかに取り替えなければならない。

3 受注者は、材料検査に合格した材料等であって、修繕場所にあるものを監督職員の承諾を受けることなく当該場所から持ち出してはならない。

4 受注者は、船底その他完成後外部から容易に見ることのできない部分の修繕について、発注者が指示したときは、発注者又は監督職員の立ち会いの上施行するものとする。ただし、この場合において、監督職員がやむを得ない理由により立ち会えない場合は、受注者は監督職員の指示により、施行を証明することができる見本、写真その他の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

5 受注者が前項の規定に違反して施行したときであって、発注者又は監督職員が指示するときは、受注者は、施行箇所の撤去、再施行等所要の措置をとらなければならない。

（官給品等）

第9条 発注者は、修繕用として仕様書等に記載する官給品（貸与品を含む。以下「官給品等」という。）を発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、その官給品等の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。

- 2 受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで官給品等が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する方法により弁償するものとする。
- 3 受注者は、官給品等を仕様書等に基づいて使用し、修繕の完成又は契約の変更、若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに、発注者の指定する時期及び場所において、発注者に返還しなければならない。

第10条 受注者は、指定品として仕様書等の記載する修繕材料については、これら以外のものを使用することができないものとする。

（仕様書等に不適合の場合）

第11条 受注者は、修繕の施行が仕様書等に適合しない場合において、監督職員が材料等の取替え、施行箇所の撤去又は再施行等の指示をした場合には、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、請負金額の増額又は引渡期限の延期を請求することはできないものとする。

（第三者の作業の実施）

第12条 発注者は、第20条による修繕物件の引渡し前に、第三者にこの修繕物件に対し他の作業を実施させることがあるものとする。この場合において、受注者は、監督職員の指示に従い、当該修繕の施行者と相互協調して修繕の進捗を図るものとする。

- 2 受注者は、前項の場合において、自己の修繕の施行上不便をきたすことがあっても、発注者に対し、異議の申出又は賠償を請求することができないものとする。

（廃材等の処置）

第13条 受注者は、修繕の施行により発注者の所有に属する撤去品又は官給品等について廃材等を生じたときは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に引き渡さなければならない。

- 2 受注者は、前項の廃材等を、発注者が引き取るまでの間、無償で保管するものとする。

（行政庁に対する手続）

第14条 受注者は、修繕について、行政庁の検査、検定等を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続をするものとする。

(物価変動等による請負金額の変更)

第15条 物価変動その他改定又は予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、これを変更することができるものとする。

(修繕の変更等)

第16条 発注者は、その都合により修繕を変更し、又は一時その施行を中止し、若しくはこれを打ち切ることができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、修繕費内訳明細書に記載する単価により、これによりがたいとき又は所定の引渡期限を伸縮する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減し、若しくは引渡期限を伸縮するものとする。

(引渡期限の変更等)

第17条 発注者は、その都合により引渡期限又は引渡場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(終了通知及び検査)

第18条 受注者は、修繕終了予定日の15日前までに、修繕終了予定日を書面により発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、修繕終了予定日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から15日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名並びに検査時期及び検査場所を受注者に通知するものとする。

4 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

- 5 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類又は物件の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。
- 6 受注者は、検査職員から修繕の重要な部分について完成後直接確認することができないものについて、当該部分の施行の状況を説明することができる見本、写真その他の資料の提示又は提出を求められた場合には、これに応ずるものとする。
- 7 受注者は、検査職員の指示に従い、修繕物件の運転、操作その他検査に必要な作業をし、別に定めのあるものを除きその費用を負担するものとする。
- 8 修繕物件が不合格となった場合において、その不合格部分の手直し期間は、発注者が指示する期間とし、その検査期間は、発注者が受注者から手直しを終了した旨の通知を受領した日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から起算する。

第19条 次に掲げる場合には、検査のため必要な限度において破壊検査を行うことができるものとする。

- (1) 仕様書に指定されているとき。
 - (2) 前条第6項の資料による確認ができなかったとき、その他修繕の施行について疑うに足りる相当の理由があるとき。
 - (3) その他検査を行うため検査職員が特に必要があると認めるとき。
- 2 仕様書等に指定がある場合又は検査職員が必要があると認める場合には、理化学試験により検査を行うことがあるものとする。

(修繕物件の引渡し)

第20条 受注者は、修繕物件が前2条の検査に合格したときは、遅滞なく、これを発注者に引き渡すものとする。

第21条 発注者は、修繕の一部が終了した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けることができるものとする。

- 2 前3条の規定は、前項の検査及び引渡しについて準用する。

(請負代金の支払)

第22条 発注者は、第20条の規定により修繕物件の引渡し及び検査記録等の提出を受けた後、受注者が提出する適法な支払請求書を受領した日から45日以内(以下「約定期間」という。)に海上保安庁において、請負代金を受注者に支払うものとする。

- 2 発注者は、受注者から支払請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、こ

れを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

第23条 削除

(遅延利息)

第24条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときには、検査期間満了の日の翌日から検査終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(引渡期限の延伸)

第25条 受注者は、所定の期間までに修繕を完成してその物件の引渡しをすることができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び完成引渡しの可能な期日を明示して、発注者に引渡期限の延伸の承認を求めなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第26条 前項第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の完成期限満了の日の翌日から修繕を完成して、その物件の引渡しをする日までの日数

に応じ、遅滞1日につき、請負金額（第22条の規定により発注者が引渡しを受けた部分があるときは、この部分に対する代金を除いた金額）の年3パーセントとする。ただし、その総額が請負金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

（臨機の措置）

第27条 受注者は、災害防止等のため特に必要と認める場合には、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合において、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他修繕の施行上緊急に必要な事項については、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者受注者協議して請負金額に含めることを不相当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

（危険負担）

第28条 修繕物件の引渡し前に発注者の責めに帰することができない事由により修繕物件及び修繕材料（以下「修繕物件等」という。）について生じた損害は、次項に規定する場合を除き、受注者の負担とする。第24条の規定により既済部分払をした場合の当該既済部分についても同様とする。

2 天災地変その他の不可抗力により修繕物件等に損害を生じた場合において、その損害が重大であり、かつ、受注者が災害防止のため必要な臨機の措置をとる等善良な管理者の注意を怠らなかったと認められるときは、その損害は、発注者が負担するものとする。この場合において、損害額は発注者受注者協議して定めるものとし、保険等その損害をてん補する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。

3 修繕物件等を保険等に付している場合において、修繕物件等に損害を生じたときは、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合であっても、その損害が当該保険によっててん補されるときは、てん補額を限度として、受注者が負担するものとする。

（契約不適合責任）

第29条 受注者は、修繕物件の引渡し後1年以内に、その物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」と

いう。)であることが発見されたときは、発注者の請求により、自己の費用をもってこれを修繕し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならぬ。また、その契約不適合によって生じた物件の滅失若しくはき損に対して、損害を賠償するものとする。

2 前項の規定により契約不適合を修繕する場合において、発注者の都合により受注者の工場で修繕をすることができないときは、発注者受注者協議して、受注者の費用をもって他の工場で修繕をすることができるものとする。この場合において、この負担する費用は、受注者の工場において、修繕をした場合に係る費用に相当する額を限度とする。

3 第1項の期間は、契約不適合が入きよ又は行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、修繕物件の引渡し後1年以上1年半以内において最初の入きよ又は検査終了の時までとする。

(契約の解除)

第30条 発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者から解約の申出があったとき。(第32条による場合を除く。)

(2) 受注者が引渡期限までに修繕を完成してその引渡しをしないとき又は引渡期限までに修繕を完成して、その引渡しをする見込みがないことが明らかなきとき。

(3) 受注者が第4条及び第5条の規定に違反したとき。

(4) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。

(5) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(6) 受注者が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所不明となったとき。

2 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 3 受注者は、第1項第1号から第5号までの場合において、違約金として、解約部分に対する請負金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1項第1号又は第2号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第31条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、修繕の終了前に、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

- 2 前項の損害額は確証のあるものを限度として、発注者受注者協議して定めるものとする。

第32条 受注者は、第16条の規定による修繕の変更のため請負金額が2/3以下に減少したとき又は同条の規定による修繕中止の期間が契約期間の1/2以上に達したときは、この契約を解除することができる。

第33条 前3条の規定により、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受注者が第23条の規定により、既済部分について代金の一部の支払を受けているときは、発注者に対し、その全部の金額を発注者の指定する期日までに返納しなければならない。

- 2 発注者は、既済部分の全部又は一部が発注者の利用に適するものであり、かつ、発注者において必要とするときは、修繕費内訳明細書に記載した

単価により算出した金額（これによりがたいときは発注者受注者協議して定めた金額）の代価をもって、既済部分を取得できるものとする。

3 第18条、第19条、第22条及び第24条の規定は、前項の取得部分の検査、引渡し、請負代金の支払及び遅延利息について準用する。

（相殺等）

第34条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、返納金、違約金等がある場合において、発注者が該当金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、返納金、違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金、返納金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」、同項ただし書中「受注者」とあるのは、「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第35条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委

員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第36条 この契約の履行について、発注者受注者間に紛議を生じたときは、発注者受注者協議して解決するものとする。

(秘密の保全)

第37条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際し知得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 前項の規程は、受注者の責任の下、その業務の一部を請け負わせようとする協力会社及び下請会社等まで及ぶものとする。

(特約条項)

第38条 本契約については、別紙特約条項を定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏 名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔
受注者	住 所	
	氏 名	

別紙

特約条項

発注者、受注者は本契約書総則第1条に定める仕様書等では対応できない、新たな修繕実施について、次の特約条項を定める。

第1条 発注者又は受注者は、本契約書総則第1条に定める仕様書等では対応できない、不具合を発見した場合、発注者が任命する監督職員（以下、「監督職員」と言う。）と受注者による事前調整を経た後、受注者から発注者が指定する書面（以下「指定書面」と言う。）に当該不具合の修繕に要する概算見積額を記載の上、監督職員あて報告し、その実施について協議するものとする。

第2条 発注者は前1条の報告・協議を受け、当該修繕の必要があると判断した場合は、報告・協議を受けた指定書面にて、発注者が指定する職員（以下「主任監督職員という。）から受注者あて実施を指示するものとし、受注者が当該指示を承諾する場合、発注者が実施を指示した指定書面を主任監督職員あて提出するものとする。なお、それぞれの指示、承諾は監督職員を介して行うものとする。

第3条 前2条に基づき行う手続きは、当初契約の変更契約として実施するものとし、その都度手続きを行うこととする。ただし次の各号によるものとする。

- 1 発注者は指示した仕様変更を全て整理した確定仕様書を発注者が任命する検査職員による検査実施前までに作成し、受注者へ提出しなければならない。
- 2 発注者・受注者は変更契約に伴う請負金額を、本契約の引渡期限後原則として20日以内に確定しなければならない。
ただし、発注者受注者が協議して別の期日を定めた場合は、この限りでない。

第4条 修繕が引渡期限内に完了せず遅滞金が発生する場合の起算日は引渡期限の翌日とその起算日とする。

第5条 変更契約に伴う請負金額の確定は、受注者の見積額を参考に、発注者が算出した額に当初契約における予定価格と請負金額の比率を乗じた額

を基に、発注者、受注者協議の上、確定するものとし、当該比率については入札又は見積合わせ実施後、発注者から受注者へ別途通知するものとする。
この際の通知桁数は、小数点以下3桁(0.●●● 四桁以下切り捨て)とする。

なお、本特約条項第3条第2号に定める期日までに協議が整わない場合は、発注者が提示する額をもって、請負金額の確定とする。

測量船 2 隻

中検修理 仕様書

海上保安庁装備技術部船舶課

令和 4 年 7 月

目次

- 1 測量船2隻 中検修理仕様書 その1
(測量船平洋 三中検修理)
- 2 測量船2隻 中検修理仕様書 その2
(測量船光洋 二中検修理)

測量船2隻

中検修理仕様書 その1
(測量船平洋 三中検修理)

海上保安庁装備技術部船舶課

令和4年7月

第一章 一般

- 1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施工し、所要の検査に合格しなければならない。
また、検査に関する手続きは請負者が行い、その検査申請に当っては、検査職員の確認を受けてから行うものとする。

なお、管海官庁に受理された船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶課に提出するものとする。

- 2 この修理の施工に当っては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。
- 3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、監督職員の指示により処理するものとする。

- 4 請負者は、受検日程等を記載した工程表を検査職員及び船舶課に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 この修理の施工に当り、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により適法に処理するものとする。
- 6 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責めに任ずるものとする。

- 7 この修理期間中請負者は、本船の自活用の電力及び飲料水を供給するものとする。

なお、その使用料については、協議のうえ別途契約するものとする。

- 8 この修理期間中請負者は、修理のために必要な、ほう炊及び居住の代替施設を供給するものとする。
- 9 修理期間は、令和4年10月20日から令和5年1月20日までの間の連続する40日以内とし、落札者は契約後、海上保安庁装備技術部船舶課船舶整備企画室と協議し、修理期間を決定するものとする。

なお、修理のための基地出港日は修理開始前の3日以内、基地帰港日については引渡期限の3日以内とする。

10 支払いは、修理完工及び書類提出後とする。

11 別紙に掲げる検査記録等提出期限は、修理完了後 30 日以内に提出するものとする。

ただし、最終提出期限は令和 5 年 3 月 29 日とする。(提出先は本庁分、本船分共に本庁とする)

第二章 船体部

1 船体入出渠及び離接岸

(1) 主要目

総トン数	3, 917トン
全長	103.07m
幅	16.00m
深さ	7.80m

(2) 滞渠日数

本修理にかかる滞渠日数は、21日とする。

(3) 要領等

ア 入出渠は、次の事項等に十分配慮し安全確実に行う。

(ア) 入渠要領図及び前回入渠時の盤木位置図を参照すること。

(イ) 入出渠に伴うトリム等の調整は、船体局部に過大な荷重が加わることのないよう慎重に行うものとし、入渠後の清海水の排水及びトリム等の調整用清海水の注水を行うこと。

なお、入渠前のタンクコンデション調整は乗員が行うものとする。

(ウ) 前回入渠時の盤木位置図、ログ、音測等の船底付機器類、船底ドーム、シーチェストの配置等を潜水夫等により調査及び確認すること。

イ 離接岸は、十分な曳船を使用し安全確実に行う。

ウ 盤木位置図を2部（本部及び本船に各1部。以下同じ。）提出する。

2 居住区等の防汚処置

修理仕様に指示するほか、次の防汚処置を本修理開始前に施工し、本修理完了後同処置を撤去のうえ掃き掃除を行う。

(1) 各室床

ビニールシートでカバーする。（各出入口踏板部を含む。）

操舵室	86㎡
第一観測室	110㎡
第一公室	49㎡
第二公室	59㎡
第一食器室	5㎡
第二食器室	5㎡
機関管理室	40㎡

(2) 各通路床

ビニールシートでカバーする。（暴露部の通路を除き、各出入口踏板部を含む。）

航海船橋甲板廊室	1㎡
第二船楼甲板通路	51㎡
第一船楼甲板通路	74㎡
上甲板通路	73㎡
下甲板前部通路	26㎡
下甲板後部通路	38㎡

(3) 階段

ステップ部は合板及びビニールシートで、ケコミ板、手摺部等はビニールシートでカバーする。（暴露部の階段を除く。）

航海船橋甲板上部～第二船楼甲板	1箇所	3㎡
第二船楼甲板～第一船楼甲板	2箇所	4㎡
第一船楼甲板～上甲板	2箇所	4㎡
上甲板～下甲板	2箇所	4㎡

(4) 各室椅子、ソファ、テーブル

ビニールシートでカバーする。

操舵室椅子	6脚
第一観測室椅子	18脚
第一公室椅子	22脚
同室ソファ	1脚
第二公室椅子	50脚
同室ソファ	1脚
機関管理室椅子	2脚
第一公室テーブル	5個
第二公室テーブル	6個

3 船底外板

船底外板（アジマス推進器（プロペラ除く）、ビルジキール、スケグ等の付加物並びにシーチェスト及びバウスラストンネル内を含む。）について、次の清掃、塗装等を行う。

整備に必要な足場の架設、撤去は付帯とし、整備により生じたかき殻類は適法に処理する。

- (1) 清掃、清水洗い 1972 m²
 塗分線下外板
- (2) 塗膜不良部手入れ 197 m²
 ディスクサンダーによる。
- (3) 塗装
- | | | | | |
|-----|---------|--------|----|---------------------|
| A/C | エポキシ樹脂系 | タッチアップ | 2回 | 216 m ² |
| A/F | 加水分解型 | タッチアップ | 1回 | 216 m ² |
| A/F | 加水分解型 | 総塗装 | 1回 | 1972 m ² |
- (4) 表示
 喫水マークの表示 2回 一式
- (5) その他
- ア シーチェスト付格子3個は取外し、手入れ、塗装後復旧する。
- イ 船底ドーム送受波部は清掃の上、以下の塗料を刷毛で1回塗装する。
 浅海用マルチビーム測深機送受波部 シリコン樹脂系防汚塗料
 その他の送受波部 A/F 加水分解型
- ウ 深海用及び中深海用マルチビーム送受波器のカバープレートは取外し、プレート内区画の清掃、タッチアップ後復旧する。
 プレート内区画の海水の排水、注水は付帯とする。
- エ 塗装は塗料メーカーが定める塗装要領等に従い施工し、A/Fの膜厚は2年仕様とする。
- オ 使用したA/C及びA/F塗料の製造所、製品名、使用量を明記した報告書を2部提出する。
- (6) 防汚処置等
- ア 清掃及び塗装中における音響測深機、電磁ログ、音波ログ、船底ドーム送受波部並びにプロペラ翼の防汚処置は十分に行う。
- イ 排水管の木栓による閉鎖等、排水による外板の水漏れ防止を行う。

4 船底保護陽極

次の船底保護陽極（保護アルミ）について、目視確認し、結果を監督職員に速報する。

ビルジキール	800×60×30	22個
スケグ	800×60×30	12個
バウスラストンネル	300×150×30	2個
バウスラスト本体	300×150×50	6個
アジマス推進器	300×150×30	48個
シーチェスト	300×150×30	6個
船底ドーム内	200×100×20	9個

5 諸タンク

5-1 清水タンク

- (1) 次のタンクのマンホールを開放し、清水洗浄、ローズボックスの解放清掃、乗員による点検、受検、マンホールパッキン (CNR 6 t) を取替え、復旧する。

タンク内の酸素検知、照明装置及び足場の架設、撤去は付帯とする。

第1 清水タンク 77.57 m³ (マンホール2個)

第2 清水タンク 77.57 m³ (マンホール2個)

第3 清水タンク 253.26 m³ (マンホール2個)

- (2) 次のタンク (置タンク) のマンホールを開放し、清掃、乗員による点検、マンホールパッキン (CNR 6 t) を取替え、復旧する。

清水圧力タンク 0.3 m³ (マンホール1個)

- (3) 各測深管、張込管及び吸引管の下端部並びに同下船底外板の点検を行う。

- (4) 各清水タンクに清水を補給し、24時間経過後、水質検査を実施する。(合格証明書2部提出)

5-2 油タンク

- (1) 次のタンクのマンホールを開放し、清掃、乗員による点検、受検、マンホールパッキン (CNR 6 t) 取替え、復旧する。

タンク内のガスフリー、ガス検知、照明・換気装置及び足場の架設、撤去は付帯とする。

ビルジ溜タンク 10.04 m³ (マンホール2個)

ビルジ分離油タンク 8.88 m³ (マンホール2個)

クリーンビルジタンク 3.40 m³ (マンホール1個)

- (2) 各測深管、張込管及び吸引管の下端部並びに同下船底外板の点検を行う。

- (3) 各タンクの残油の移送は乗員作業とする。

- (4) 整備により生じた廃油及びスラッジは適法に処分する。

6 汚物管等

- (1) 次の汚物管を高圧洗浄する。

汚物管内の洗浄水は陸揚げ廃水処理する。

第2 便所～船外及び汚物処理装置 125A×45m

診療室便所～船外及び汚物処理装置 100A/125A×42m

第3 便所～各集合管 100A/125A×16m

第4 便所～汚物集合管 125A×3m

第5 便所～汚物処理装置 125A×13m

女性諸室～汚物集合管 100A/125A×3m

- (4) 次の汚物管付波止弁を取外し、解放、清掃、点検、摺合せ、受検、フランジパッキン (ネオプレーン3 t) 取替え、復旧する。

第1～4 便所排出用 (弁符号SLV-046) 125A×1個

診療室便所排出用 (弁符号SLV-048) 125A×1個

7 排水設備

- (1) 船底ビルジ等排出用のローズボックスを解放し、清掃、点検、受検、復旧する。

- (2) 次の船底弁、波止弁を取外し、開放、清掃、点検、摺合せ、受検 (最高航海喫水線以下で船外に通じるものに限る。)、フランジパッキン (ネオプレーン3 t) 取替え、復旧する。

調理室用排水弁 (弁符号DPV-025) 100A×1個

第1 洗濯室・第1 浴室用排水弁 (弁符号DPV-042) 100A×1個

汚水溜タンク排水弁 (弁符号DPV-038) 50A×1個

女性諸室・第2 浴室用排水弁 (弁符号DPV-049) 125A×1個

第2 洗濯室用排水弁 (弁符号DPV-044) 100A×1個

洗面所・第2 浴室用排水弁 (弁符号DPV-058) 100A×1個

5号エダクタ排水弁 (弁符号BPV-047) 80A×1個

ディスポーザー用排水弁 (弁符号DPV-065) 80A×1個

消火ポンプ用SCエア抜き弁 (弁符号APV-014) 50A×1個

消火ポンプ用SCエアブロー弁（弁符号CAV-608） 15A×1個
消火ポンプ用SC海水吸入弁（弁符号FMV-505） 125A×1個

8 錨・錨鎖

主錨及び錨鎖を渠底に繰出し、配列、清水洗浄、シャックル解放、錆の粗落し、各部計測（センターシャックルの寸法及び嵌合部の間隙計測を含む。）、受検、エポキシ系錆止め塗料（錨鎖は瀝青質防錆塗料とする。）2回塗装、指示する錨鎖の振替、節マーク（半節マークを含む。）表示、復旧する。（計測記録表2部提出）

錨鎖根止め部の解放、手入れ、復旧は付帯とし、シャックルのテーパーピン（SUS）20本は取替える。

主錨 2,000kg× 2個
錨鎖 46φ×20連（短鎖2連を含む。）

9 救命設備

9-1 救命艇

救命艇（(株)ニシエフ製 DML-73）2隻（1隻は救助艇兼用）について、整備認定事業場又はサービスステーション（以下「整備認定事業場等」という。）による次の法定点検整備を行い、受検、復旧する。（整備記録表2部提出）

- ア 艇内外、進水装置及び離脱装置の外観検査
- イ 振出し試験
- ウ 艇の降下、進水、揚収試験
- エ 浮上試験
- オ 離脱装置の点検整備、作動試験
- カ 機関作動試験
- キ 通風装置の作動試験
- ク 蓄電池の点検
- ケ 室内灯、キャノピー灯及び探照灯の点灯試験
- コ ゴ装品の確認、水密電気灯の点灯試験

9-2 救命艇ダビット

救命艇ダビット2基について、整備認定事業場等による次の法定点検整備を行い、受検、復旧する。（整備記録表2部提出）

以下（1）から（3）の整備において別紙1のパッキン類、Oリング等消耗品を取替える。

- （1）本体
 - ア 各部清掃、点検、給脂、復旧する。
 - イ リミットスイッチを点検する。
- （2）ウインチ
 - 解放、清掃、点検、給脂、組立調整、復旧する。
- （3）ブレーキ機構
 - 解放、清掃、点検、給脂、組立調整、復旧する。

9-3 膨脹式救命いかだ

膨脹式救命いかだ（FRN-R-50型（50人用）、2019年11月製）2台について、整備認定事業場等による次の法定点検整備を行い、受検、復旧する。（整備記録表2部提出）

- ア 外観点検
- イ ガス充気装置の点検
- ウ ゴ装品の点検
- エ 漏えい試験
- オ 安全弁の作動試験
- カ 乗込台の機能確認
- キ 自動離脱装置の外部点検、作動試験

- ク 積付け等の検査
- ケ 自動索及びびもやい綱取替え

10 消防設備

次の消火装置の受検準備等を行い、受検、復旧する。(点検記録表2部提出)

射水消火装置の2条の射水試験、属具の配列及び復旧は乗員作業とする。

- ア 固定式鎮火性ガス消火装置
 - ポンベ充填重量確認
 - 配管の通気試験
 - 可聴式警報装置の作動試験
- イ 機関室局所消火装置
 - 警報装置の作動試験
 - 起動試験
- ウ 調理室用消火装置
 - 警報装置の作動試験
- エ 火災探知装置
 - 探知器、警報装置の作動試験
- オ その他の消防装置
 - 積付数量及び積付方法の確認
 - 炭酸ガス消火器の充填重量確認
 - 自蔵式呼吸具のガス量計測、可聴警報装置等の効力試験

11 効力試験等

次の効力試験等を実施し受検する。

航海用具の配列及び復旧は乗員作業とする。

- ア 閉鎖装置、舷窓等の外観検査
- イ 水密戸等の開閉試験
- ウ 機関室内その他の場所における排水試験
- エ 居住、衛生及び脱出設備の現状確認
- オ 操舵設備の作動試験
- カ 索類、航海用具の現状確認
- キ 船灯類の断線警報の効力試験又は点滅試験
- ク 汽笛の吹鳴試験
- ケ 揚貨装置の外観検査、荷役記録簿等確認
- コ 満載喫水線の標示等
- サ 防火構造の現状確認
- シ A F S 条約にかかる船底防汚方法の確認
- ス 海防法にかかる受検

12 揚錨機、係船機

揚錨機1台及び船首係船機2台のブレーキ機構について次の整備を行う。

ア 解放、清掃、点検、給脂、組立調整、復旧する。

イ 本船支給するブレーキライニングを交換する。

揚錨機	チェーンドラム用	12 t × 150 × 3480	2本
	ホーサードラム用	8 t × 125 × 2920	2本
係船機		10 t × 90 × 3200	2本

13 ミランダ式ポートダビット

右舷機動測量艇用ミランダ式ポートダビットについて、次の整備を行う。

艇の陸揚げ、保管及び復旧は付帯とする。

(1) ブレーキ機構

- ア 解放、清掃、点検、給脂、組立調整、復旧する。
別紙2（造船所手配）のパッキン類、Oリング等の消耗品を取替える。
- イ ブレーキライニングを取替える。

インナーディスク	S45C	φ205×6.1t×3枚
アウターディスク	SCr440	φ255×4.5t×3枚

(2) ランチングストロープ

ランチングストロープ2組4本について製造者による点検整備を行う。

【製造者】

テクノアルファ(株) マリン・環境機器グループ
 東京都品川区西五反田2-27-4
 TEL03-3492-7679

【点検内容】

- ア シャックル2個、吊金物についてX線整備
- イ ロープの目視点検
- ウ X線検査記録及び検査成績表を2部提出する。

14 清水ポンプ

1号、2号清水ポンプ（浪速ポンプ製作所 SHR-40-3 5m3/h×50m）を解放し、清掃、点検、組立調整、復旧する。

本船支給する別紙3のパッキン類、Oリング等の消耗品を取替える。

15 空調装置

(1) チラーユニット

居住区用（ダイキン UWSP12CCKR） 1基

以下の整備において別紙4の部品を取替える。

- ア 凝縮器2台を解放し、清掃、点検、組立調整、復旧する。
- イ 冷媒ポンプダウンを行う。
- ウ 圧縮機油を交換する。
- エ オイルフィルターを取替える。
- オ 吸入フィルターを取替える。
- カ 真空引きを行う。
- キ 保護装置点検、試運転を行い良態確認する。

【使用材料】

冷凍機油 FVC68D	10L×4缶
-------------	--------

(2) パッケージエアコン

- | | | |
|--------|------------------|----|
| 第6系統 | （ダイキン USP5H） | 1台 |
| 第7系統 | （ダイキン USPC15HB） | 1台 |
| 第8-1系統 | （ダイキン USDP30JB1） | 2台 |
| 第8-2系統 | （ダイキン USP10H） | 1台 |
| 第9系統 | （ダイキン USFP8JC） | 1台 |

- ア 各熱交換器を薬品洗浄する。

【使用材料】

アルミフィン洗浄剤 ニュークリケミカル	10L×8箱
アルカリ排水中和剤	10L×6箱

- イ 試運転を行い良態確認する。

16 糧食用冷凍装置

糧食用冷凍装置（ダイキン RHSN8BC）2基について、次の整備を行う。

- (1) 凝縮器2台を解放し、清掃、点検、組立調整、復旧する。
- (2) 圧縮機2台のオイル及び吸入管冷媒フィルターを交換する。
- (3) 真空引きを行う。

(4) 以下の部品を交換する。

【凝縮器】

前蓋パッキン P/N.2076717 2枚
後蓋パッキン P/N.2076724 2枚

【圧縮機】

吸入管冷媒フィルター P/N.1139576 2式

【使用材料】

冷凍機油 FVC46D 4L×2缶

(4) 確認運転を行い良態確認する。

17 検査・計測記録等

本仕様に基づく船体部の次の検査・計測記録等は、取りまとめのうえ2部製本し、本庁及び本船に各1部提出する。

- 1 (3) 盤木位置図
- 3 (5) 使用塗料に関する報告書
- 4 船底保護陽極計測記録表
- 5-1 (4) 水質検査合格証明書
- 8 錨鎖計測記録表
- 9-1 救命艇(救助艇)整備記録表
- 9-2 救命艇ダビット整備記録表
- 9-3 膨脹式救命いかだ整備記録表
- 10 消防設備点検記録表

18 測量艇

(1) 要目

船名 : HL11-M2
船舶検査済票番号 : 第291-44690
船舶の長さ : 4.41メートル
用途 : 測量船
検査の時期 : 令和4年10月7日から令和5年4月7日まで

(2) 小型船舶検査機構による定期検査の受検準備を行い立会のうえ受検する。

(3) 属具等の陳列等の準備作業は乗員にて行う

救命艇ダビット交換部品

項	品目	規格	数量		備考
1	点検口パッキン		枚	1	
2	六角ボルト	M12×35 SUS	個	16	
3	スプリングワッシャー	M12 SUS	個	16	
4	シートパッキン	ガバナーブレーキケース用 MW-9	枚	1	
5	シートパッキン	ガバナーブレーキケース用 MW-10	枚	1	
6	シートパッキン	ガバナーブレーキケース用 MW-60T	枚	1	
7	シートパッキン	ディスクブレーキケース用 MW-9	枚	1	
8	シートパッキン	ディスクブレーキケース用 MW-10	枚	1	
9	シートパッキン	ガバナーブレーキケース用 MW-60T	枚	1	
10	シートパッキン	スラストシャフトボス用 MW-9	枚	1	
11	シートパッキン	スラストシャフトボス用 MW-10	枚	1	
12	シートパッキン	スラストシャフトボス用 MW-60T	枚	1	
13	六角ボルト	半ネジ、ハイテン、メッキ M12×35	個	6	
14	ハードワッシャ	メッキ M12	個	4	
15	六角ボルト	半ネジ、メッキ M12×35	個	6	
16	六角ボルト	半ネジ、メッキ M12×30	個	12	
17	スプリングワッシャー	メッキ M12	個	18	
18	スナップリング	S40	個	1	
19	スナップリング	S35	個	1	
20	スナップリング	S15	個	6	

ミランダ式ボートダビット 交換部品

項	品 目	規 格	数 量		備 考
1	ハイテン六角ボルト HW付	SCM435 M12×45	組	4	
2	六角ボルト SW付	SS400 M12×35	組	6	
3	六角ボルト SW付	SS400 M12×30	個	6	
4	六角ボルト SW付	SS400 M12×30	組	6	
5	六角ボルト SW付	SUS304 M12×35	組	22	
6	オイルシール	TC406211	個	1	
7	ベアリング	6908	個	1	
8	ベアリング	6005 2RS	個	1	
9	軸用C型止め輪	SK5 S40	個	1	
10	軸用C型止め輪	SK5 S35	個	1	
11	軸用C型止め輪	SK5 S15	個	6	
12	点検口パッキン	NBR W91-70-003 3	枚	1	
13	シートパッキン (ガバナブレーキケース)	W64-70-038 6	枚	1	
14	シートパッキン (スラストシャフトボス)	W64-70-038 7	枚	1	
15	シートパッキン (ディスクブレーキケース)	W64-70-038 8	枚	1	
16	アンギュラベアリング	3307	個	1	
17	オイルシール	SC588012	個	1	

清水ポンプ部品(本船支給)

※個数は2台分

項	品 目	規 格	数 量		備 考
1	MECHANIAL SEAL	520	式	2	凝縮器
2	SHAFT ASSY		式	2	凝縮器
3	O RING	050	個	2	圧縮機
4	CASING RING	202	個	2	圧縮機
5	CASING RING	021	個	2	圧縮機
6	INPELLER	003	個	2	圧縮機
7	COUPLING BOLT ASSY(1S=4P)		個	8	圧縮機
8	GASKET(シールカバー用)	950	個	2	圧縮機

空調装置交換部品

項	品目	規格	数量		備考
1	前後蓋パッキン	P/N. 202303	枚	4	凝縮器
2	リブガasket	P/N. 202394	個	2	凝縮器
3	吐出エンドカバーパッキン	P/N. 1425570	枚	1	圧縮機
4	オイルフィルタ	P/N. 1932580	個	1	圧縮機
5	バレルニップル	P/N. 1015980	個	1	圧縮機
6	吸入フィルタASSY	P/N. 1425501	個	1	圧縮機
7	標準フランジ継手用パッキン	P/N. 0132370	枚	1	圧縮機
8	標準フランジ継手用パッキン	P/N. 0132363	枚	2	圧縮機
9	標準フランジ継手用パッキン	P/N. 0132433	枚	1	圧縮機

第三章 機関部

1 旋回式推進装置

製造所：川崎重工業 型式：旋回式推進装置 KST-240ZF/BT2.9

プロペラ：4翼 FPP、直径 2,900mm、重量 2,333 kg、材質 CAC703

(1) 右舷（分割検査・定検）

右舷旋回式推進装置本体について次の整備を行う。

なお、本整備は、製造メーカー（川崎重工株式会社（兵庫県神戸市中央区東川崎町））技師立会いの下、指示を受けて実施する。

本船支給する別紙 5 「右舷旋回式推進装置交換部品表」に記載する部品を取替える。

ア ドレンプラグ 1 個を取外し（ロッキングワイヤー取外し含む。）潤滑油を抜取る。

処分については、別途指示する。

リザーブタンクの開放、内部掃除、ドレンプラグ用 Oリング（3832）1 個、ロッキングワイヤー（3845）の取替えを行い、工事完了後に本船支給の潤滑油 5,800ℓの張込みを行う。

イ スラスター部

(ア) プロペラ

1 軸

開放、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。

清掃、バフ仕上げを行う。

(イ) フェアリングカバー及びプロペラ軸封装置

1 軸

フェアリングカバーを取外し、清掃、塗装を行う。

プロペラ軸封装置は取外し、陸揚げ、開放手入れのうえ、部品（オイルシール）を交換のうえ、組立、復旧する。

(ウ) プロペラ軸（ベベルホイール及びベアリングハウジング含む）

1 軸

拔出し開放、清掃、手入れ、受検、軸受交換のうえ、組立調整及び復旧する。

付帯として、ギヤケースキャップ（1）（2）の脱着を行う。

(エ) 保護陽極 24 個を取替える。

ウ ギヤボックス部

1 軸

(ア) 入力軸

軸カバーを取外し、弾性継手取外しのうえ、上部ギヤボックスを取外し、陸揚げのうえ、入力軸のオイルシールを交換する。

エ プラットホーム部

1 軸

(ア) 旋回用ピニオン

3 カ所

旋回用油圧モーターを取外し、旋回用ピニオンを拔出、清掃、受検、軸受及び別紙 6 の Oリング（請負業者手配）を交換のうえ、復旧する。

(イ) 旋回継手

1 軸

旋回輪軸受歯面点検

旋回シール装置取外し、開放部品交換のうえ、組立て、復旧する。

1 軸

(ウ) 旋回シール装置

1 カ所

旋回シール装置取外し、陸揚げ、開放、オイルシール交換のうえ、組立、取付け、復旧する。なお、旋回シールライナーは旋回継手に装備した状態で外観確認を行う。

付帯として、スラスター部/プラットホーム部の切り離し、工事終了後、復旧を行う。

ギヤカップリングのスリーブを陸揚げのうえ、歯面の点検を行う。

オ ポンプユニット等

(ア) 旋回制御用ポンプ（川崎重工株）

3 台

(KAWASAKI-SCREW PUMP B60-4L5KLTTD 20.6MPa×196 リットル/min×1906min⁻¹ 120 kg)

開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。

カ 油冷却器及び潤滑油こし器

各 1 台

(ア) 潤滑油冷却器の開放、清掃、手入れ、組立のうえ、気密テストを実施のうえ、取付け、復旧

する。

- (イ) パッキン類、Oリングを取替える。
- (ウ) フィルタエレメントを取替える。(海上運転後)
- (エ) サクションフィルターを清掃する。(海上運転後)

キ 試験計測(記録表2部(本部1、本船1)提出する。)

(ア) 非破壊検査

- A プロペラ軸テーパー部【磁気探傷検査】
- B プロペラ翼根本部【染色探傷検査】
- C プロペラ テーパー部【染色探傷検査】
- D プロペラ軸ベベルホイール歯面【染色探傷検査】
- F ピニオン軸(2) ベベルピニオン歯面【染色探傷検査】
- G プロペラ軸シールライナー(新品)【染色探傷検査】
- H 旋回ピニオン歯面【染色探傷検査】
- I 旋回ピニオンスプライン部【染色探傷検査】
- J ギヤカップリング スリーブ歯面【染色探傷検査】
- K 上部ギヤボックス出力軸ギヤカップリング歯面【染色探傷検査】
- L 上部ギヤボックス入力軸側テーパー部【染色探傷検査】
- M 上部ギヤボックス入力軸カップリングテーパー部【染色探傷検査】

(イ) 修正、調整

- A プロペラ軸ベアリングハウジング【機械加工】
- B プロペラ軸スラスト調整用スリーブ【機械加工】
- C ベベルホイール/ベベルピニオン歯当たり、バックラッシュ調整【シム調整】

(ウ) 計測

- A プロペラ軸スラスト量
- B ピニオン軸(2) スラスト量
- C ベベルホイール/ベベルピニオン バックラッシュ
- D プロペラ軸封装置 シールライナー内、外径及び傷深さ
- E プロペラ軸封装置 オイルシール内径、効き代
- F 旋回シール装置 オイルシール内径
- G 旋回シール装置ライナー傷深さ
- H 旋回ピニオン バックラッシュ
- I 上部ギヤボックス 入力軸スラスト量
- J 上部ギヤボックス 出力軸スラスト量
- K 上部ギヤボックス 歯当たり・バックラッシュ
- L プロペラ抜出時の起動トルク及びプロペラ押込み量

ク 作動試験

- (ア) 旋回機構の作動試験(遠隔、機側、非常用電磁弁)を実施する。

ケ 遠隔操縦装置

- (ア) 各電気系統の端子部を点検、増締めする。
- (イ) 操舵室操舵スタンド内部を点検、清掃する。
- (ウ) 複合操縦ハンドルを点検する。
- (エ) 追従発信器、清掃、点検する。
- (オ) AC/DC コンバータ、DC/DC コンバータを点検する。
- (カ) 旋回角を整合する。(記録表2部提出)

コ 組立、調整、復旧後、乗員が実施する係留運転及び海上運転に立会う。

サ 付帯

- (ア) 工専用足場の仮設、撤去
- (イ) 特記なき重量物等の陸揚げ、移動、保管
- (ウ) 工専用架台の準備
- (エ) 整備に治具が必要な場合その作製

両舷

- (オ) 工事中用ピースの溶接、撤去、焼損部の手入れ
- (カ) 推進装置室のボルテッドハッチ開放、墜防措置、荒天時の防水措置、パッキンの点検、工事後の復旧、射水テスト
- (キ) 回止め溶接
- (ク) 検査官が指示する検査の作業、立合い

(2) 左舷 (分割検査・中検)

左舷旋回式推進装置について次の整備を行う。

本船支給する別紙7「左舷旋回式推進装置交換部品表」に記載する部品を交換する。

ア 次の覗き孔を開放、歯面点検、受検する。

パッキン類の取替えは付帯とする。

(ア) ギヤボックス部

A パッキン (5811) 1枚

(イ) スラスター部

A 六角穴付ボルト (3808) 6個

B Oリング (3830) 1個

イ 保護陽極 24 個を取替える。

ウ ドレンプラグ 1 個を取外し (ロッキングワイヤー取外し含む。) 潤滑油を抜取る。処分については、別途指示する。リザーブタンクの開放、内部掃除、ドレンプラグ用 Oリング (3832) 1 個、ロッキングワイヤー (3845) の取替えを行い、工事完了後に本船支給の潤滑油 5,800ℓ の張込みを行う。

(3) 弾性継手

両舷弾性継手のゴムエレメントについて次の点検を実施する。

ア ゴム部表面のクラック、傷、油付着等の有無

イ 本体に打傷、切り傷等の有無

ウ ゴムエレメント永久変形量

エ ゴム部、金属部接触部の剥離の有無

オ ゴム表面の状態点検 (変色、膨張、軟弱、微細なクラック (オゾンクラック) 箇所の有無)

カ ボルト・ナットの緩み点検、増締め

(4) 軸封装置

左舷軸封装置について次の整備を実施する。

ア フェアリングカバーを取外し、清掃、手入れ (塗装含む)、組立調整及び復旧、漏洩確認する。

イ 軸封水装置漏洩確認

2 補助発電機

製造者、型式 : ダイハツディーゼル、6DE-18

シリンダ数×径×行程 : 6×185mm×280mm

開放、清掃、点検、次の指示する整備を行い受検、本船支給する別紙8の部品を取替える。

(1) シリンダカバ

ア シリンダヘッド 6個

開放、清掃、点検、各弁装着面摺合せ、組立、調整、復旧

水位部薬品洗浄

イ 吸気弁・排気弁 各6個

開放、清掃、点検、摺合せ (機械加工含む) 組立調整、復旧

バルブローター分解、点検

弁ばね、コッタ点検

ウ 燃料噴射弁 6個

開放、清掃、点検、組立調整、復旧

噴霧テスト（噴射圧力 32.5～33.5MPa）

エ 指圧器弁 6個

開放、清掃、点検、組立調整、復旧

オ 起動弁 6個

開放、清掃、点検、組立調整、復旧

カ 動弁装置 6個

開放、清掃、点検、組立調整、復旧

タペット調整(0.3mm)

キ 計測

(ア) 吸排気弁ガイド内径

(イ) 吸排気弁ステム部外径

(ウ) 吸排気弁シート

(エ) 吸排気弁弁傘部

(オ) 動弁装置アーム軸外径

(カ) 動弁装置ブッシュ内径

(2) ピストン及び連接棒

ア ピストン 6個

拔出し、清掃、点検、復旧

ピストンピン及び同軸受解放、清掃、点検、組立調整、復旧

ピストンクラウンとスカートの分割

イ 連接棒 6個

拔出し、清掃、点検、復旧

クランクピンメタル開放、点検

クランクピン点検

セレーション部点検

クランクピンボルト点検（磁気探傷）

ウ 計測

(ア) ピストンピン外径

(イ) ピストンピンブッシュ内径

(ウ) ピストンボス内径

(エ) 各ピストンリング幅

(オ) 各ピストンリング溝幅

(4) シリンダライナ

ア シリンダライナ 6個

拔出し、清掃、点検、復旧

シリンダライナ外周及び架構ジャケット部清掃し、水位部防食塗装

イ 計測

(ア) ライナ内径

(イ) プロテクトリング厚さ

(5) クランク軸及び主軸受

ア クランク軸

デフレクション計測

ワイヤリング点検

イ 主軸受 7個

開放、清掃、点検、組立調整、復旧

主軸受キャップボルト点検

ウ スラスト軸受メタル

清掃、点検、復旧

エ バランスウェイト 12個

ワイヤリング点検

- オ 油切りふた
間隙計測
- カ 計測
クランクピン軸径
- (6) 過給機 (IHI 製ラジアル型 型式: AT14)
 - ア 開放、清掃、点検、受検、組立調整、復旧
 - イ 各部クリアランス計測
- (7) 燃料噴射ポンプ 6個
 - ア 開放、清掃、点検、組立調整、復旧
 - イ 計測
 - (ア) タペット内径・外径
 - (イ) タペットローラー軸受間隙
- (8) 付属ポンプ (機関駆動)
 - ア 燃料供給ポンプ (トロコイド式 0.68m³/h) 1個
開放、清掃、点検、組立調整、復旧
 - イ 潤滑油ポンプ (歯車式 23m³/h) 1個
開放、清掃、組立調整、復旧
 - ウ 高温冷却水ポンプ (渦巻式 30m³/h×18m) 1個
開放、清掃、組立調整、復旧
 - エ 低温冷却水ポンプ (渦巻式 30m³/h×18m) 1個
開放、清掃、組立調整、復旧
- (9) 熱交換器
 - ア 空気冷却器 フィンチューブ式
開放、清掃、点検、組立調整、復旧
 - イ 潤滑油冷却器 プレート式 (ガスケットは再利用する。)
開放、清掃、点検、組立調整、復旧
- (10) ガバナ駆動装置等
 - ア ガバナ (ボッシュオートモーティブシステム製 RHD6-MC 型)
開放、清掃、点検、組立調整、復旧
 - イ ガバナモータ (ボッシュオートモーティブシステム製油圧式)
分解、点検、清掃、軸受 O リング交換
- (11) クランク室及び架構
 - ア クランク室
内部清掃、点検
 - イ 架構
各部点検
- (12) こし器
 - ア 自動逆洗式潤滑油こし器 (ボールフィルタージャパン製 型式: 6.48DN50) 1個
開放、エレメント清掃、点検、組立調整、復旧
 - イ 潤滑油遠心式バイパスこし器 1個
開放、清掃、点検、組立調整、復旧
 - ウ 燃料油こし器 (ノッチワイヤこし器) 2個
開放、清掃、点検、組立調整、復旧
- (13) 温調弁
 - ア 高温冷却清水温調弁 ワックスペレット式 2個
取外し、清掃、点検、バルブリフト測定、組立調整、復旧
冷水 (30℃以下) 43.5mm
温水 (90~100℃) 53.5mm 以上
 - イ 潤滑油温調弁 ミキシング式三方弁 1個
開放、清掃、点検、組立調整、復旧

(14) 試験計測

- ア 圧力試験
- イ 探傷試験 (磁気探傷)
- ウ 探傷検査 (染色探傷)

(15) その他

- ア 重量物の陸揚げ、積込みを行う。
- イ 本船支給する潤滑油、冷却水を張込む。
- ウ 修理に伴うビルジ (約 200 リットル)、廃油 (約 1,100 リットル) は別途協議する。

3 温水ボイラ

製造所：日本サーモエナー

型式：KSA-300SB (立型、給湯暖房 2 回路式) 基数：2 台

(1) 温水ボイラについて次の整備、本船支給する別紙 9 「温水ボイラ交換部品表」に記載の部品交換を行い、調整のうえ、受検する。

- ア 次の装置について開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
諸弁を摺合わせ、パッキン類、Oリング、オイルシールを取替は付帯とする。(真空逆止弁を含む。)

- (ア) 本体、炉内 (薬品洗浄)
- (イ) ボイラバーナ装置
- (ウ) 抽気装置
- (エ) ボイラオイルストレーナ

- イ 圧カスイッチ、溶解栓、過熱防止用温度ヒューズ、水位不足防止用温度ヒューズ、缶水サーミスタを点検する。

- ウ 真空作成

エ 試験

- (ア) 各部調整及び試運転を実施する。
- (イ) 保護警報装置作動試験を実施する。
- (ウ) 記録表 2 部 (本船、本庁) を提出する。

4 排水設備

(1) ポンプ

- ア ビルジ兼バラストポンプ

製造所、型式：浪速ポンプ FGV-150E 真空ポンプ VK-20NB

1 台

ビルジ兼バラストポンプについて、本船支給する次の部品をとりかえる。

- (ア) Oリング 050 1 個
- (イ) 羽根車キー 103 1 個
- (ウ) 羽根車座金 122 1 個
- (エ) バネ座金 124 1 個
- (オ) 液切り 170 1 個
- (カ) メカニカルシール 520 1 個
- (キ) 真空ポンプ

- A 玉軸受 635 2 個
- B 玉軸受 636 1 個
- C Oリング 663 1 個
- D Oリング 667 1 個
- E Oリング 669 1 個
- F オイルシール 685 4 個

- イ 消火兼雑用ポンプ

製造所、型式：浪速ポンプ FGV-150E 真空ポンプ VK-20NB

1 台

本船支給する次の部品をとりかえる。

(ア) Oリング	050	1個
(イ) 羽根車キー	103	1個
(ウ) 羽根車座金	122	1個
(エ) バネ座金	124	1個
(オ) 液切り	170	1個
(カ) メカニカルシール	520	1個
(キ) 真空ポンプ		
A 玉軸受	635	2個
B 玉軸受	636	1個
C Oリング	663	1個
D Oリング	667	1個
E Oリング	669	1個
F オイルシール	685	4個

(2) 船底弁等

機関室内の次の船底弁、船外吐捨弁を開放、清掃、点検、摺合せ、受検、パッキン（ネオプレン 3 t）取替え、復旧する。（バタフライ弁は摺合せに変えてシートの清掃、点検）

ア 高位海水吸入箱

(ア) 海水吸入元弁	10K-300A (バタフライ弁)	1個
(イ) 流水活性装置取入弁	10K-65A (バタフライ弁)	1個
(ウ) シーチェスト掃除用元弁	16K-15A	1個

イ 低位海水吸入箱

(ア) 海水吸入元弁	10K-300A (バタフライ弁)	1個
(イ) 流水活性装置取入弁	10K-65A (バタフライ弁)	1個
(ウ) 音速度計用海水元弁	10K-50A (バタフライ弁)	1個
(エ) シーチェスト掃除用元弁	16K-15A	1個
(オ) シーチェスト空気抜き元弁	10K-65A	1個

ウ 船外吐捨弁

(ア) 冷却海水船体吐捨弁	10K-300A (バタフライ弁)	1個
(イ) 油水分離機船外吐捨弁	10K-50A	1個
(ウ) 居住区排水船外吐捨弁	5K-100A	1個
(エ) 炭酸ガスボンベ室排水船外吐捨弁	5K-50A	1個
(オ) 蓄電池室排水船外吐捨弁	5K-50A	1個
(カ) ガソリン庫排水船外吐捨弁	5K-50A	1個
(キ) 炭酸ガスボンベ室船外吐捨弁	5K-50A	1個
(ク) 汚水船外吐捨弁	5K-125A	2個

5 バウスラスター

製造所、型式 : 川崎重工業 KT-130B3 4翼 CPP
プロペラ : 直径 2,000mm

- (1) プロペラ翼（4翼）の清掃、バフ仕上げを行う。
- (2) 変節機構の作動試験を実施する。
- (3) 翼角整合及び確認する。（翼根部～機側翼角目盛り）
- (4) 清掃用足場の設置及び撤去は付帯とする。

6 油水分離器

製造所 : 兵神機械工業株式会社
型式 : HFM-200型

油水分離器について、次の整備を行い受検する。

- (1) 本体（浮上槽、分離槽）

内部清掃、水衣部薬品洗浄、点検、本船支給する次の部品を取替え、復旧。

なお、コアレスサーについては、点検し、交換を要すると判断される場合のみ、本船支給品と交換する。

- ア フランジパッキン (第1室 445×407) 1枚
- イ フランジパッキン (第2室 445×574) 1枚
- ウ フランジパッキン (第2室φ205×155) 1枚
- エ フランジパッキン (第3.4室 619×304) 2枚
- オ 蒸気ヒーター用フランジパッキン 1枚

(2) サービスポンプ (HP-2 2m³/h×0.35MPa)

開放、清掃、点検、本船支給する次の部品取替え、組立調整、復旧。

- ア バケットリング P/N. 111 4個
- イ グランドパッキン P/N. 501 2個
- ウ ボールベアリング P/N. 630 2個

(3) 付属諸弁

開放、清掃、点検、摺合せ、組立調整、復旧。

(4) その他

- ア 各部組立調整、復旧後、試運転を行い良態確認する。
- イ 効力試験を行う。

7 効力試験

(1) 次の効力試験、検査立会を行う。(操作は乗員が行う。)

- ア 1～4号主発電機
- イ 補助発電機
- ウ 非常用発電機
- エ 主空気圧縮機
- オ 非常用空気圧縮機
- カ 空気タンク圧力低下警報装置
- キ 燃料重力タンク高低位警報装置
- ク 排水試験
- ケ 油水分離器
- コ ビルジ用濃度監視装置 (油分濃度計のサンプリング管の取出を含む。)
- サ 温水ボイラ
- シ その他検査官が指示する検査

8 海洋生物付着防止装置

製造所：日本トラテック 銅イオン発生式 処理流量：約 132m³/h

(1) シーチェスト各電極 (本船支給) 取替え

- ア 主機室低位海水吸入箱 MG350,TC350 1組
- イ 主機室低位海水吸入箱 MG350,TC350 1組

(2) 射水テストによる水密確認

(3) 電極～船体間の絶縁確認及び通電試験

(4) 取外した電極については適法処分する。

9 受検記録

本仕様に基づく機関の検査及び計測記録等は、取りまとめのうえ製本し2部提出する。(本庁1部及び本船1部)

項	品目	規格	数量		備考
1	六角穴付プラグ	1802	個	1	プロペラ軸開放整備
2	Oリング	1804	個	1	プロペラ軸開放整備
3	ロッキングワイヤ	1806	個	1	プロペラ軸開放整備
4	シールリングセット(プロペラ軸用)	2301	個	1	プロペラ軸開放整備
5	軸受	2410	個	1	プロペラ軸開放整備
6	スラスト球面ころ軸受	2411	個	2	プロペラ軸開放整備
7	軸受	2412	個	1	プロペラ軸開放整備
8	回り止め板	2805	個	2	プロペラ軸開放整備
9	スペーサ(4)	2809	個	1	プロペラ軸開放整備
10	シム(1)	2812	個	1	プロペラ軸開放整備
11	ロッキングワイヤ	2820	個	1	プロペラ軸開放整備
12	板	3702	個	4	プロペラ軸開放整備
13	ボルト(六角穴付)	3808	個	6	プロペラ軸開放整備
14	六角ボルト	3817	個	8	プロペラ軸開放整備
15	平行ピン	3821	個	1	プロペラ軸開放整備
16	Oリング	3830	個	1	プロペラ軸開放整備
17	Oリング	3832	個	1	プロペラ軸開放整備
18	Oリング	3833	個	1	プロペラ軸開放整備
19	Oリング	3839	個	2	プロペラ軸開放整備
20	Oリング	3840	個	1	プロペラ軸開放整備
21	Oリング	3841	個	1	プロペラ軸開放整備
22	ロッキングワイヤ	3845	個	3	プロペラ軸開放整備
23	ロッキングワイヤ	3846	個	1	プロペラ軸開放整備
24	回り止め用ピン	3848	個	26	プロペラ軸開放整備
25	回り止め板	3849	個	2	プロペラ軸開放整備
26	座金	3850	個	4	プロペラ軸開放整備
27	シールリング(スプリング付)	230206	個	3	旋回シール交換
28	ワイヤ	230210	個	1	旋回シール交換
29	Oリング	3836	個	1	旋回シール交換
30	Oリング	3837	個	1	旋回シール交換

項	品目	規格	数量		備考
31	Oリング	3838	個	1	旋回シール交換
32	止めねじ	4823	個	8	旋回シール交換
33	Oリング	4831	個	1	旋回シール交換
34	ロッキングワイヤ	4839	個	2	旋回シール交換
35	ガスケット	5811	個	1	上部ギヤ点検
36	シム"1)	5674	個	6	ポンプ開放用部品 (1)
37	銅パッキン	5685	個	3	ポンプ開放用部品 (1)
38	Oリング	621-1	個	3	ポンプ開放用部品 (1)
39	Oリング	621-10	個	3	ポンプ開放用部品 (1)
40	Oリング	621-3	個	3	ポンプ開放用部品 (1)
41	Oリング	621-6	個	3	ポンプ開放用部品 (1)
42	軸受	120	個	3	ポンプ開放用部品 (1)
43	Oリング	376	個	3	ポンプ開放用部品 (1)
44	バックアップリング	376-1	個	3	ポンプ開放用部品 (1)
45	Oリング	436	個	3	ポンプ開放用部品 (1)
46	オイルシール	510	個	3	ポンプ開放用部品 (1)
47	Oリング	522	個	3	ポンプ開放用部品 (1)
48	Oリング	531	個	3	ポンプ開放用部品 (1)
49	Oリング	536	個	3	ポンプ開放用部品 (1)
50	S F シールリング	05	個	6	ポンプ開放用部品 (1)
51	ガスケット	06	個	6	ポンプ開放用部品 (1)
52	フィルタエレメント	04	個	3	ラインフィルタ開放用部品 (1)
53	Oリング	10	個	3	ラインフィルタ開放用部品 (1)
54	Oリング	11	個	3	ラインフィルタ開放用部品 (1)
55	Oリング	12	個	3	ラインフィルタ開放用部品 (1)
56	Oリング	13	個	3	ラインフィルタ開放用部品 (1)
57	Oリング	14	個	3	ラインフィルタ開放用部品 (1)
58	Oリング	15	個	3	ラインフィルタ開放用部品 (1)
59	Oリング	16	個	3	ラインフィルタ開放用部品 (1)
60	Oリング	17	個	3	ラインフィルタ開放用部品 (1)

右舷旋回式推進装置交換部品表

別紙5

項	品目	規格	数量		備考
61	Oリング	18	個	6	ラインフィルタ開放用部品 (1)
62	バックアップリング	22	個	3	ラインフィルタ開放用部品 (1)
63	Oリング	15	個	2	サクションフィルタ開放用部品 (1)
64	Oリング	16	個	1	サクションフィルタ開放用部品 (1)
65	Oリング	17	個	1	サクションフィルタ開放用部品 (1)
66	Oリング	18	個	1	サクションフィルタ開放用部品 (1)
67	パッキン	19	個	1	サクションフィルタ開放用部品 (1)
68	Oリング	21	個	1	サクションフィルタ開放用部品 (1)
69	パッキン	12	個	1	オイルクーラ開放用部品 (1)
70	パッキン	13	個	2	オイルクーラ開放用部品 (1)
71	Oリング	14	個	2	オイルクーラ開放用部品 (1)
72	パッキン	24	個	2	オイルクーラ開放用部品 (1)
73	パッキン	25	個	2	オイルクーラ開放用部品 (1)
74	防食用アルミ陽極板	0881	個	24	その他部品
75	ザガネ	2206	個	1	入力軸シール交換
76	オイルシール	2303	個	1	入力軸シール交換
77	Oリング	2820	個	1	入力軸シール交換
78	Oリング	4830	個	1	入力軸シール交換
79	Oリング	5847	個	2	入力軸シール交換
80	Oリング	D-1-1	個	1	配管部品
81	Oリング	D-1-2	個	1	配管部品
82	ガスケット	D-8-1	個	1	配管部品
83	ガスケット	D-8-2	個	1	配管部品
84	ガスケット	D-8-3	個	1	配管部品
85	ガスケット	D-9-1	個	1	配管部品
86	ガスケット	D-9-2	個	1	配管部品
87	Oリング	L-2-1	個	1	配管部品
88	ガスケット	L-2-2	個	1	配管部品
89	ガスケット	L-2-3	個	1	配管部品
90	ガスケット	L-2-4	個	1	配管部品

右舷旋回式推進装置交換部品表

別紙5

項	品目	規格	数量		備考
91	Oリング	L-3-1	個	1	配管部品
92	Oリング	L-3-2	個	1	配管部品
93	ガスケット	L-3-3	個	1	配管部品
94	ガスケット	L-3-4	個	1	配管部品
95	ガスケット	L-3-5	個	1	配管部品
96	ガスケット	L-4-1	個	1	配管部品
97	Oリング	L-4-2	個	1	配管部品
98	軸受	2415	個	6	旋回ピニオン点検
99	座金	2516	個	3	旋回ピニオン点検
100	Oリング	4832	個	3	旋回ピニオン点検
101	Oリング	4840	個	3	旋回ピニオン点検
102	止め輪	4841	個	3	旋回ピニオン点検
103	パッキン	7102-1	個	1	旋回ピニオン点検

右舷旋回式推進装置交換部品表
(請負業者手配)

別紙6

項	品目	規格	数量		備考
1	Oリング	D-6-1	個	1	
2	Oリング	D-6-2	個	1	
3	Oリング	D-6-3	個	1	
4	Oリング	D-6-4	個	1	
5	Oリング	D-7-1	個	1	
6	Oリング	D-7-2	個	1	
7	Oリング	P-1-1	個	1	
8	Oリング	P-1-2	個	1	
9	Oリング	P-1-3	個	1	
10	Oリング	P-1-4	個	1	
11	Oリング	P-1-5	個	1	
12	Oリング	P-1-6	個	1	
13	Oリング	P-1-7	個	1	
14	Oリング	P-1-8	個	1	
15	Oリング	P-2-1	個	1	
16	Oリング	P-2-2	個	1	
17	Oリング	P-2-3	個	1	
18	Oリング	P-2-4	個	1	
19	Oリング	P-2-5	個	1	
20	Oリング	P-2-6	個	1	
21	Oリング	P-2-7	個	1	
22	Oリング	P-2-8	個	1	

左舷旋回式推進装置交換部品表

別紙7

項	品目	規格	数量		備考
1	ボルト(六角穴付)	3808	個	6	下部ギア点検
2	Oリング	3830	個	1	下部ギア点検
3	Oリング	3832	個	1	下部ギア点検
4	ロックワイヤ	3845	個	3	下部ギア点検
5	ガスケット	5811	個	1	上部ギア点検
6	防食用アルミ陽極板	0881	個	24	その他部品
	以下余白				

左舷旋回式推進装置交換部品表

別紙7

項	品目	規格	数量		備考
1	ボルト(六角穴付)	3808	個	6	下部ギア点検
2	Oリング	3830	個	1	下部ギア点検
3	Oリング	3832	個	1	下部ギア点検
4	ロックワイヤ	3845	個	3	下部ギア点検
5	ガスケット	5811	個	1	上部ギア点検
6	防食用アルミ陽極板	0881	個	24	その他部品
	以下余白				

補助発電機交換部品表

別紙8

番号	区分	品名	部品番号	数量	単位	備考
1	シリンダヘッド	ステムシール	06435-007	12	個	
2		シール	06435-008	12	個	
3		ガスケット	06435-014	6	個	
4		ガスケット	06435-015	6	個	
5		Oリング	Z560102235ZZ	6	個	
6		スナップリング(アナ)	Z412005200ZZ	6	個	
7		Oリング	Z560103435ZZ	1	個	
8		マルパッキン	Z665030000CD	1	個	
9		マルパッキン	Z665034000ZZ	1	個	
10	冷却水配管	Oリング	Z560204031ZZ	6	個	
11		Oリング	Z560204031ZZ	6	個	
12		シール	06449-003	6	個	
13		ガスケット	06469-033	4	個	
14		Oリング	Z560204031ZZ	6	個	
15		Oリング	Z560204031ZZ	6	個	
16	吸気弁	バルブローテータ	06446-002	12	個	
17	排気弁	バルブローテータ	06446-002	12	個	
18	ノズルホルダ	ガスケット	00007-016	12	個	
19		ノズル	06473-013	6	個	
20	燃料噴射装置	Oリング	00007-004	6	個	
21		Oリング	E206250120Z	6	個	
22		Oリング	Z560203031DZ	6	個	
23		Oリング	Z560104635DZ	18	個	
24		Oリング	Z560103235DZ	6	個	
25		マルパッキン	Z565001920ZZ	10	個	
26	指圧器安全弁	ヘイコウピン	Z335004020ZZ	6	個	
27		マルパッキン	Z565001700ZZ	10	個	
28		マルパッキン	Z565002300ZZ	20	個	
29	起動弁	Oリング	Z560103435ZZ	6	個	

補助発電機交換部品表

別紙8

番号	区分	品名	部品番号	数量	単位	備考
30		マルパッキン	Z665030000CD	6	個	
31		マルパッキン	Z665034000ZZ	6	個	
32	起動弁(起動空気配管)	Oリング	Z560101524ZZ	6	個	
33	弁腕	スナップリング	Z411004500ZZ	12	個	
34	ピストン	ピストンリング1ST	06521-003	6	個	
35		ピストンリング2ND	06521-004	6	個	
36		ピストンリング3RD	06521-005	6	個	
37		オイルリング	06521-006	6	個	
38		スナップリング	06521-009	12	個	
39	連接棒	ハリガネ	B00000005Z	12	個	
40	シリンダライナ	Oリング	06444-006	6	個	
41		Oリング	06444-008	18	個	
42	バランスウエイト	ハリガネ	B00000006Z	12	個	
43	アイドルギア	ハリガネ	B00000009D	1	個	
44	カム軸	ハリガネ	B00000009D	1	個	
45		ガスケット	06502-008	1	個	
46	過給機取付	ガスケット	06548-009	1	個	
47		ガスケット	06548-010	1	個	
48		Oリング	Z560102435DZ	1	個	
49		Oリング	Z560105857ZZ	1	個	
50		Oリング	Z560204531DZ	1	個	
51	過給機潤滑油配管系統	JISパッキン	Z501102200AZ	3	個	
52	燃料噴射ポンプ	デフレクタ	00056-007	12	個	
53		Oリング	00056-027	6	個	
54		Oリング	E206452160A	12	個	
55		シールリング	AE47064010A	6	個	
56		バックアップリング	06457-004	12	個	
57		Oリング	AE01064013B	18	個	
58		ガスケット	E206452610Z	6	個	

補助発電機交換部品表

別紙8

番号	区分	品名	部品番号	数量	単位	備考
59		バックアップリング	06457-003	6	個	
60		ガスケット	AE03064023A	6	個	
61		Oリング	Z560101824DZ	14	個	
62		Oリング	Z560102124DZ	4	個	
63		Oリング	Z560102325DZ	2	個	
64		Oリング	Z560203031DZ	1	個	
65	燃料送油ポンプ	シールキット	C034405130Z	1	個	
66	燃料送油ポンプ取付	ディスタンス	E211350020Z	1	個	
67		ガスケット	E203150130Z	1	個	
68		ザツキキクナット	E211350270Z	1	個	
69		ヒラザガネ	Z300020000ZZ	1	個	
70		ハツキザガネ	Z31508000ZZ	4	個	
71		ハツキザガネ	Z315012000ZZ	4	個	
72		ワリピン	Z320004040ZZ	1	個	
73		シズミキー	Z400007018ZZ	1	個	
74		スプリングピン	Z415004030ZZ	2	個	
75		ベアリング	Z451163060ZZ	1	個	
76		ベアリング	Z451162060ZZ	1	個	
77		オイルシール	Z461406212SC	1	個	
78		スナップリング(アナ)	Z412006200ZZ	1	個	
79		カップリング	A596805100Z	1	個	
80	潤滑油ポンプ&取付	ディスタンス	C034705010Z	1	個	
81		ベアリング	E170500470A	5	個	
82		ワリピン	Z320005040ZZ	1	個	
83		シズミキー	Z400010025ZZ	1	個	
84		スナップリング(アナ)	Z412005000ZZ	1	個	
85		スナップリング(アナ)	Z412005500ZZ	1	個	
86		オイルシール	Z461355511SC	1	個	
87		マルパッキン	Z665010000ZZ	1	個	

補助発電機交換部品表

別紙8

番号	区分	品名	部品番号	数量	単位	備考
88		マルパッキン	Z665034000ZZ	1	個	
89		ガスケット	E203150130Z	1	個	
90	冷却水ポンプ&取付	Oリング	00016-008	1	個	
91		ヒラザガネ	05928-028	1	個	
92		サラバネ	05928-029	1	個	
93		ナット	05928-027	1	個	
94		メカニカルシール	00016-010	1	個	
95		ベアリング	C038500570Z	2	個	
96		ツメツキザガネ	06552-025	1	個	
97		シズミキー	Z400007025DZ	1	個	
98		シズミキー	Z400010028ZZ	1	個	
99		スナップリング(アナ)	Z412007200ZZ	1	個	
100		オイルシール	Z461355008TC	1	個	
101		Oリング	Z560110057ZZ	2	個	
102		Oリング	Z560114057ZZ	1	個	
103		Oリング	Z560217557ZZ	1	個	
104		マルパッキン	Z565001000EE	10	個	
105		マルパッキン	Z565001700EE	10	個	
106		Oリング	00016-008	1	個	
107		ヒラザガネ	05928-028	1	個	
108		サラバネ	05928-029	1	個	
109		ナット	05928-027	1	個	
110		メカニカルシール	00016-010	1	個	
111		ベアリング	C038500570Z	2	個	
112		ツメツキザガネ	06552-025	1	個	
113		シズミキー	Z400007025DZ	1	個	
114		シズミキー	Z400010028ZZ	1	個	
115		スナップリング	Z412007200ZZ	1	個	
116		オイルシール	Z461355008TC	1	個	

補助発電機交換部品表

別紙8

番号	区分	品名	部品番号	数量	単位	備考
117		Oリング	Z560110057ZZ	2	個	
118		Oリング	Z560114057ZZ	1	個	
119		Oリング	Z560217557ZZ	1	個	
120		マルパッキン	Z565001000EE	10	個	
121		マルパッキン	Z565001700EE	10	個	
122	インタークーラ取付	ガスケット	06462-002	1	個	
123		ガスケット	06462-007	2	個	
124		ガスケット	06462-012	1	個	
125		Oリング	06462-031	1	個	
126		Oリング	Z560230057ZZ	1	個	
127	インタークーラ	ガスケット	06558-008	1	個	
128		ガスケット	06558-009	1	個	
129		ガスケット	06558-010	1	個	
130		パッキン	06558-013	1	個	
131	インタークーラ取付(冷却水配管)	マルパッキン	Z565002100EE	10	個	
132		ガスケット	06469-011	1	個	
133	潤滑油配管	Oリング	Z560107557ZZ	4	個	
134	ガバナ取付	シズミキー	Z400005014ZZ	1	個	
135		ベアリング	Z451162050ZZ	2	個	
136		ワリピン	Z320003025ZZ	1	個	
137		テーパーピン	Z330006040ZZ	1	個	
138	調速機リンク	リンクピン	00014-024	1	個	
139	架構	Oリング	Z560102635ZZ	14	個	
140	架構側蓋	Oリング	06455-003	12	個	
141		ガスケット	06455-006	2	個	
142	排気管	ガスケット	06427-014	6	個	
143		ガスケット	06427-015	9	個	
144	排気伸縮接種	JISパッキン	Z501328000HZ	1	個	
145	燃料配管	Oリング	E268685100Z	12	個	

補助発電機交換部品表

別紙8

番号	区分	品名	部品番号	数量	単位	備考
146		Oリング	00073-160	4	個	
147		Oリング	00073-161	2	個	
148	潤滑油自動逆洗ロキ	Oリングセット	8V000000131	1	個	
149	潤滑油遠心ロキ	シールスキット	00515-025	1	個	
150		ペーパーインサート	00515-026	1	個	
151	燃料ロキ	パッキン	Y529000338ZZ	2	個	
152		パッキン	Y529000113ZZ	2	個	
153		Oリング	C060603430Z	2	個	
154	冷却水温調弁	Oリング	Z560108057ZZ	1	個	
155		Oリング	Z560208531ZZ	2	個	
156		Oリング	Z560101124ZZ	1	個	
157		Oリング	Z560106557ZZ	1	個	
158		Oリング	Z560110557ZZ	1	個	
159		マルパッキン	Z665020000ZZ	1	個	
160		ペレット	00054-003	1	個	
161	消耗品	マルパッキン	Z565001000EE	50	個	
162			Z565001300EE	100	個	
163			Z565001700EE	100	個	
164			Z565002100EE	50	個	
165			Z565002700EE	50	個	
166			Z565003400EE	10	個	
167			Z565001300ZZ	10	個	
168			Z565001700ZZ	10	個	
169			Z565002100ZZ	10	個	
170			Z565002700ZZ	10	個	
171	過給機	メンテナンススキット-1	7VTABB00652	1	個	
172		メンテナンススキット-2	7VTABB00651	1	個	
173		メタルシールガスケット	7VTABB00630	1	個	
174	ガバナ	サービススキット	7VGBSH00084	1	個	

補助発電機交換部品表

別紙8

番号	区分	品名	部品番号	数量	単位	備考
175		モーター	00378-002	1	個	

温水ボイラ交換部品表

別紙9

項	品 目	部品番号	数 量		備 考
1	点火棒	Z22600-003	本	4	
2	ノズル (低燃焼用)	25D61-040S	個	2	
3	ノズル (高燃焼用)	25D61-050S	個	2	
4	フレイムアイ	Z46300-178	個	2	
5	過熱防止用温度ヒューズ	Z48100-023B	個	2	
6	水位不足防止用温度ヒューズ	V-3811-80069C	個	2	
7	真空逆止弁	Z39100-002B	個	2	
8	Oリング	Z34500-055	個	2	
	以下余白				

第四章 電気・計器部

1 電気推進装置

製造者：西芝電機株式会社

両舷推進用電力変換器盤について、製造者により以下の点検を実施し、良態を確認する。(整備記録表 2 部提出)

- ・外観点検
- ・主回路点検
- ・主要機器及び制御機器点検
- ・PLC 点検
- ・接地確認

2 絶縁抵抗試験

各電気機器及び電路の絶縁抵抗を測定し、受検する。(計測記録表 2 部提出)
露出金属部及び金属被覆の接地確認を含む。

3 航海情報記録装置

製造者 日本無線株式会社

型式 JCY-1900

航海情報記録装置 (VDR) について、整備認定事業場等による年次点検整備を実施し、受検する。(整備記録表 2 部提出)

4 検査・計測記録等

本仕様に基づく電気・計器部の次の検査・計測記録等は、取りまとめのうえ 2 部製本し、本庁及び本船に各 1 部提出する。

- 1 電気推進装置点検記録
- 2 絶縁抵抗計測記録
- 3 航海情報記録装置整備記録表

第五章 観測機器部

1 音響測位装置及び昇降装置点検整備

本作業では次の要領により、船底にある音響測位装置（以下、「GAPS」という。）及び同装置を海中に昇降させるための昇降装置の点検整備を行う。点検整備作業については、専門的知識を必要とするため、製造メーカー（以下「メーカー」という。）が行う。

船底ドーム付け根より船尾側付近に音響測位装置用昇降装置（別紙10）があり、上架時には盤木位置等を調整し、同装置を中心とした下部に作業スペース（2×2×2m）の確保が必要であるので留意する。

なお、必要な足場の架設及び撤去、照明装置の架設及び撤去は付帯とする。

(1) 点検整備機器

音響測位装置及び昇降装置

(2) 作業内容

ア サービスチェストの開放

(ア) メーカーは、サービスチェストの開放を実施する。

(イ) 造船所は、サービスチェストの開放時の蓋（55 kg）の揚降を実施する。

イ 部品交換

(ア) サービスチェスト内 アノード（BAC社 BERA55(Zn)）1式

(イ) 油圧ユニットフィルター1式

(ウ) サービスチェスト 水密扉用シール1式

(エ) サービスチェストポールガイド、ワイパーシール、ロッドシール、ガイドリング1式

ウ オイル交換

(ア) メーカーは、オイル交換を実施する。

(イ) 造船所は、オイル交換用のオイル（HV ISO 46 1200（ダフニースーパーハイドロ 46X））とグリリス（BIOGREASE EP2 20kg）を用意すること、交換後の廃油処理を実施する。

エ GAPS 通信確認、取外し、取付け

メーカーは、取外し前に GAPS を動作させて所定の性能を確認した後、取外す。

昇降装置の点検整備後に GAPS を取付け、動作させて所定の性能を確認する。

オ サービスチェストの閉鎖

(ア) メーカーは、部品交換後、サービスチェストを閉鎖する。

(イ) 造船所は、サービスチェストの開放時の蓋（55 kg）の揚降、メーカーが指示するボルトの締め付けトルクの確認を実施する。

カ ゲートバルブ（船底弁）開閉動作確認

メーカーは、サービスチェスト閉鎖後、ゲートバルブの開閉動作確認を行なう。

キ 昇降装置動作確認

メーカーは、オイル交換後、昇降装置動作確認を行なう。

ク 造船所は、本作業の都合で船体部の船底外板部で指示された清掃、手入れ、塗装等の作業を中断した場合、担当職員と相談して実施すること。

(3) 成果品等

メーカーは報告書を3部作成し、当庁担当職員に提出すること。

2 水中音速度センサー及び同ケーブル交換作業

本作業では次の要領により、船底ドームにある水中音速度センサー（Teledyne RESON 社製 SVP70）及び同センサーに繋がるケーブルの交換作業を行う。水中音速度センサーの結線、動作確認作業については、専門的知識を必要とするため、製造メーカー（以下「メーカー」という。）が行う。

なお、水中音速度センサー及び同ケーブルの交換の際に必要な足場の架設及び撤去、照明装置の架設及び撤去は付帯とする。

また、本船支給の機器を受けた時は速やかに「官給品受領書」を提出し、作業完了後は「官給品使

用報告書」及び「撤去品発生通知書」を提出すること。

(1) 交換作業機器

水中音速度センサー（本船支給）及び同ケーブル

(2) 作業内容

ア 造船所は、メーカーと相談の上、船底ドームにある浅海用マルチビーム測深機のシーチェストを取り外す。

イ メーカーは、既設の水中音速度センサーと接続されたケーブルを取り外し、同センサーを当庁担当職員に引き渡す。

ウ 造船所は、船底ドーム内から船底貫通し、観測室に敷設されている既設のケーブルを取り外し、新品のケーブルと交換する。

エ メーカーは、水中音速度センサー（本船支給）とケーブルを接続し、動作確認後、取付けを行なう。

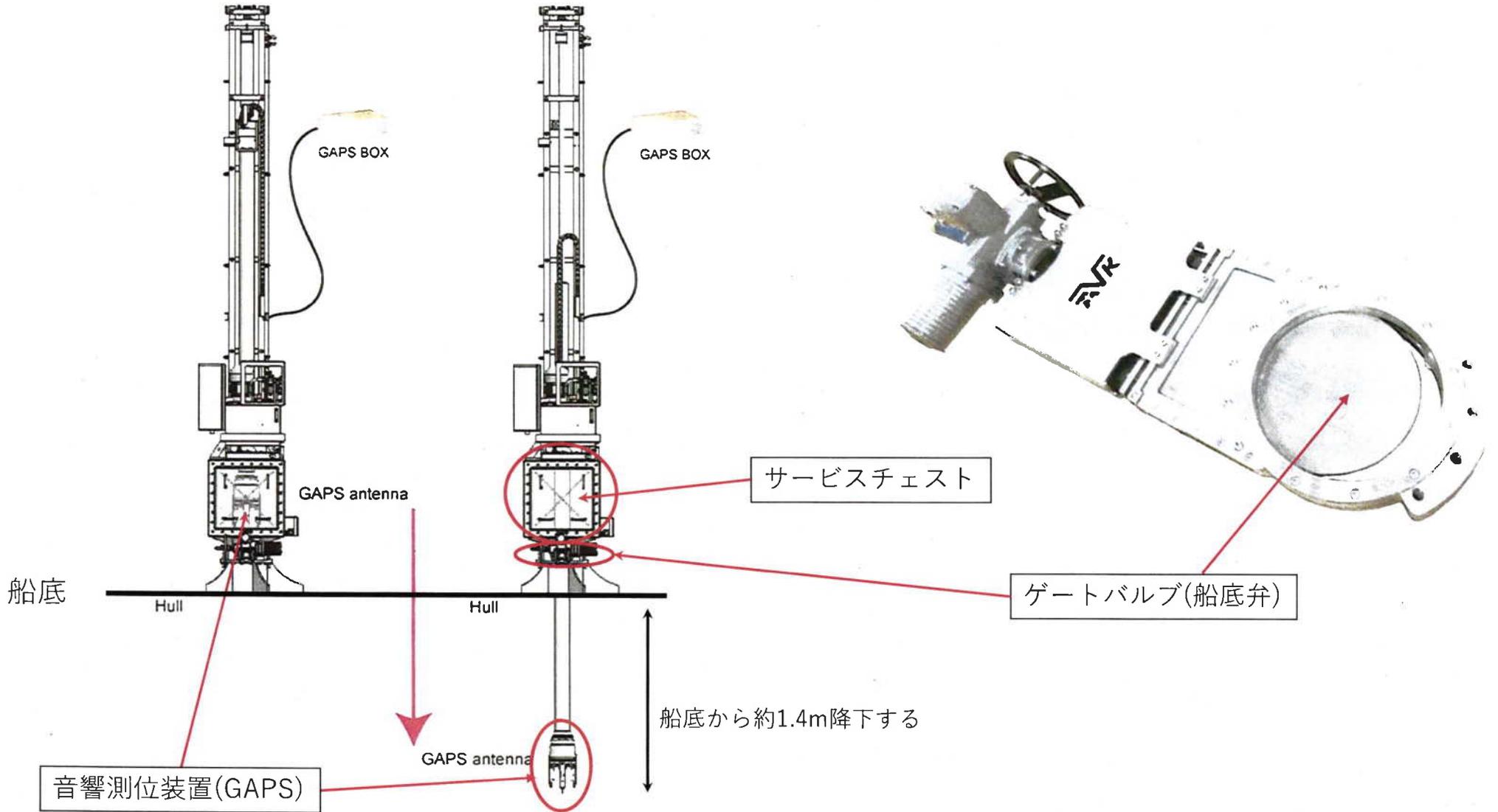
オ 造船所は、メーカーと相談の上、船底ドームにある浅海用マルチビーム測深機のシーチェストを取付ける。

ク 造船所は、本作業の都合で船体部の船底外板部で指示された清掃、手入れ、塗装等の作業を中断した場合、担当職員と相談して実施すること。

(3) 成果品等

メーカーは報告書を3部作成し、当庁担当職員に提出すること。

音響測位装置用昇降装置



測量船2隻

中検修理仕様書 その2
(測量船光洋 二中検修理)

海上保安庁装備技術部船舶課

令和4年7月

第一章 一般

- 1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施工し、所要の検査に合格しなければならない。
また、検査に関する手続きは請負者が行い、その検査申請に当っては、検査職員の確認を受けてから行うものとする。

なお、管海官庁に受理された船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶課に提出するものとする。

- 2 この修理の施工に当っては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。
- 3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、監督職員の指示により処理するものとする。

- 4 請負者は、受検日程等を記載した工程表を検査職員及び船舶課に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 この修理の施工に当り、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により適法に処理するものとする。
- 6 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責めに任ずるものとする。

- 7 この修理期間中請負者は、本船の自活用の電力及び飲料水を供給するものとする。

なお、その使用料については、協議のうえ別途契約するものとする。

- 8 この修理期間中請負者は、修理のために必要な、ほう炊及び居住の代替施設を供給するものとする。
- 9 修理期間は、令和4年12月3日から令和5年3月3日までの間の連続する30日以内とし、落札者は契約後、海上保安庁装備技術部船舶課船舶整備企画室と協議し、修理期間を決定するものとする。

なお、修理のための基地出港日は修理開始前の3日以内、基地帰港日については引渡期限の3日以内とする。

10 支払いは、修理完工及び書類提出後とする。

11 別紙に掲げる検査記録等提出期限は、修理完了後 30 日以内に提出するものとする。

ただし、最終提出期限は令和 5 年 3 月 29 日とする。(提出先は本庁分、本船分共に本庁とする)

第二章 船体部

1 船体入出渠及び離接岸

(1) 主要目

総トン数	3,998トン
全長	103.07m
幅	16.00m
深さ	7.80m

(2) 滞渠日数

本修理にかかる滞渠日数は、8日とする。

(3) 要領等

ア 入出渠は、次の事項等に十分配慮し安全確実に行う。

(ア) 入渠要領図及び前回入渠時の盤木位置図を参照すること。

(イ) 入出渠に伴うトリム等の調整は、船体局部に過大な荷重が加わることのないよう慎重に行うものとし、入渠後の清海水の排水及びトリム等の調整用清海水の注水を行うこと。

なお、入渠前のタンクコンデション調整は乗員が行うものとする。

(ウ) 前回入渠時の盤木位置図、ログ、音測等の船底付機器類、船底ドーム、シーチェストの配置等を潜水夫等により調査及び確認すること。

イ 離接岸は、十分な曳船を使用し安全確実に行う。

ウ 盤木位置図を2部（本部及び本船に各1部。以下同じ。）提出する。

2 居住区等の防汚処置

修理仕様に指示するほか、次の防汚処置を本修理開始前に施工し、本修理完了後同処置を撤去のうえ掃き掃除を行う。

(1) 各室床

ビニールシートでカバーする。（各出入口踏板部を含む。）

操舵室	86㎡
第一観測室	110㎡
第一公室	49㎡
第二公室	59㎡
第一食器室	5㎡
第二食器室	5㎡
機関管理室	40㎡

(2) 各通路床

ビニールシートでカバーする。（暴露部の通路を除き、各出入口踏板部を含む。）

航海船橋甲板廊室	1㎡
第二船楼甲板通路	51㎡
第一船楼甲板通路	74㎡
上甲板通路	73㎡
下甲板前部通路	26㎡
下甲板後部通路	38㎡

(3) 階段

ステップ部は合板及びビニールシートで、ケコミ板、手摺部等はビニールシートでカバーする。（暴露部の階段を除く。）

航海船橋甲板上部～第二船楼甲板	1箇所	3㎡
第二船楼甲板～第一船楼甲板	2箇所	4㎡
第一船楼甲板～上甲板	2箇所	4㎡
上甲板～下甲板	2箇所	4㎡

(4) 各室椅子、ソファ、テーブル

ビニールシートでカバーする。

操舵室椅子	6脚
第一観測室椅子	14脚
同室ソファ	1脚
第一公室椅子	22脚
同室ソファ	1脚
第二公室椅子	50脚
同室ソファ	1脚
機関管理室椅子	2脚
第一公室テーブル	5個
第二公室テーブル	6個

3 船底外板

船底外板（アジマス推進器（プロペラ除く）、ビルジキール、スケグ等の付加物並びにシーチェスト及びバウスラスタトンネル内を含む。）について、次の清掃、塗装等を行う。

整備に必要な足場の架設、撤去は付帯とし、整備により生じたかき殻類は適法に処分する。

- | | |
|--|---------------------|
| (1) 清掃、清水洗い | 1865 m ² |
| 塗分線下外板 | |
| (2) 塗膜不良部手入れ | 186 m ² |
| ディスクサンダーによる。 | |
| (3) 塗装 | |
| A/C エポキシ樹脂系 タッチアップ 2回 | 204 m ² |
| A/F 加水分解型 タッチアップ 1回 | 204 m ² |
| A/F 加水分解型 総塗装 1回 | 1865 m ² |
| (4) 表示 | |
| 喫水マークの表示 | 2回 一式 |
| (5) その他 | |
| ア シーチェスト付格子3個は取外し、手入れ、塗装後復旧する。 | |
| イ 船底ドーム送受波部は清掃の上、A/F塗料を刷毛で1回塗装する。
なお、浅海用マルチビーム測深機送受波部及び表面音速度センサー部は塗装しないこと。 | |
| ウ 深海用及び中深海用マルチビーム送受波器のカバープレートは取外し、プレート内区画の清掃、タッチアップ後復旧する。
プレート内区画の海水の排水、注水は付帯とする。 | |
| エ 塗装は塗料メーカーが定める塗装要領等に従い施工し、A/Fの膜厚は1年仕様とする。 | |
| オ 使用したA/C及びA/F塗料の製造所、製品名、使用量を明記した報告書を2部提出する。 | |
| (6) 防汚処置等 | |
| ア 清掃及び塗装中における音響測深機、電磁ログ、船底ドーム送受波部並びにプロペラ翼の防汚処置は十分に行う。 | |
| イ 排水管の木栓による閉鎖等、排水による外板の水漏れ防止を行う。 | |

4 船底保護陽極

次の船底保護陽極（保護アルミ）について、目視確認し、結果を監督職員に速報する。

ビルジキール	800×60×30	22個
スケグ	800×60×30	12個
バウスラスタトンネル	300×150×30	2個
バウスラスタ本体	300×150×50	6個
アジマス推進器	300×150×30	48個
シーチェスト	300×150×30	6個
船底ドーム内	200×100×20	9個

5 清水タンク

(1) 次のタンクのマンホールを開放し、清水洗浄、ローズボックスの解放清掃、乗員による点検、受検、マンホールパッキン（CNR 6 t）を取替え、復旧する。

タンク内の酸素検知、照明装置及び足場の架設、撤去は付帯とする。

第1 清水タンク 77.57 m³（マンホール2個）

第2 清水タンク 77.57 m³（マンホール2個）

第3 清水タンク 253.26 m³（マンホール2個）

(2) 次のタンク（置タンク）のマンホールを開放し、清掃、乗員による点検、マンホールパッキン（CNR 6 t）を取替え、復旧する。

清水圧力タンク 0.3 m³（マンホール1個）

(3) 各測深管、張込管及び吸引管の下端部並びに同下船底外板の点検を行う。

(4) 各清水タンクに清水を補給し、24時間経過後、水質検査を実施する。（合格証明書2部提出）

6 汚物管等

(1) 次の汚物管を高圧洗浄する。

汚物管内の洗浄水は陸揚げ廃水処理する。

第2 便所～船外及び汚物処理装置 125A×45m

診療室便所～船外及び汚物処理装置 100A/125A×42m

第3 便所～各集合管 100A/125A×16m

第4 便所～汚物集合管 125A×3m

第5 便所～汚物処理装置 125A×13m

女性諸室～汚物集合管 100A/125A×3m

(2) 船外排出と汚物処理切替用仕切弁（弁符号SLV-037~042 125A）6個を取外し、解放、清掃、点検、摺合せ、フランジパッキン（ネオプレーン3 t）を取替え、復旧する。

7 救命設備

7-1 救命艇

救命艇（株）ニシエフ製 DML-73）2隻（1隻は救助艇兼用）について、整備認定事業場又はサービスステーション（以下「整備認定事業場等」という。）による次の法定点検整備を行い、受検、復旧する。（整備記録表2部提出）

ア 艇内外、進水装置及び離脱装置の外観検査

イ 振出し試験

ウ 艇の降下、進水、揚収試験

エ 浮上試験

オ 離脱装置の点検整備、作動試験

カ 機関作動試験

キ 通風装置の作動試験

ク 蓄電池の点検

ケ 室内灯、キャノピー灯及び探照灯の点灯試験

コ ギ装品の確認、水密電気灯の点灯試験

7-2 救命艇ダビット

救命艇ダビット2基について、整備認定事業場等による次の法定点検整備を行い、受検、復旧する。（整備記録表2部提出）

以下（1）から（3）の整備において別紙1のパッキン類、Oリング等消耗品を取替える。

(1) 本体

ア 各部清掃、点検、給脂、復旧する。

イ リミットスイッチを点検する。

(2) ウインチ

解放、清掃、点検、給脂、組立調整、復旧する。

(3) ブレーキ機構

解放、清掃、点検、給脂、組立調整、復旧する。

7-3 膨脹式救命いかだ

膨脹式救命いかだ（FRN-R-50型（50人用）、2020年12月製）2台について、整備認定事業場等による次の法定点検整備を行い、受検、復旧する。（整備記録表2部提出）

- ア 外観点検
- イ ガス充気装置の点検
- ウ ギ装品の点検
- エ 漏えい試験
- オ 安全弁の作動試験
- カ 乗込台の機能確認
- キ 自動離脱装置の外部点検、作動試験
- ク 積付け等の検査
- ケ 自動索及びもやい綱取替え

8 消防設備

(1) 次の消火装置の受検準備等を行い、受検、復旧する。（点検記録表2部提出）

射水消火装置の2条の射水試験、属具の配列及び復旧は乗員作業とする。

- ア 固定式鎮火性ガス消火装置
 - 可聴式警報装置の作動試験
- イ 機関室局所消火装置
 - 警報装置の作動試験
 - 起動試験
- ウ 調理室用消火装置
 - 警報装置の作動試験
- エ 火災探知装置
 - 探知器、警報装置の作動試験
- オ その他の消防装置
 - 積付数量及び積付方法の確認
 - 炭酸ガス消火器の充填重量確認
 - 自蔵式呼吸具のガス量計測、可聴警報装置等の効力試験

9 効力試験等

次の効力試験等を実施し受検する。

航海用具の配列及び復旧は乗員作業とする。

- ア 閉鎖装置、舷窓等の外観検査
- イ 水密戸等の開閉試験
- ウ 機関室内その他の場所における排水試験
- エ 居住、衛生及び脱出設備の現状確認
- オ 操舵設備の作動試験
- カ 航海用具の現状確認
- キ 船灯類の断線警報の効力試験又は点滅試験
- ク 汽笛の吹鳴試験
- ケ 揚貨装置の外観検査、荷役記録簿等確認
- コ 満載喫水線の標示等
- サ 防火構造の現状確認
- シ AFS条約にかかる船底防汚方法の確認
- ス 海防法にかかる受検

10 ミランダ式ポートダビット

右舷側機動測量艇のランチングストロープ1組2本及び左舷側機動測量艇のランチングストロー

プ1組2本について製造者による点検整備を行う。

【製造者】

テクノアルファ(株) マリン・環境機器グループ

東京都品川区西五反田2-27-4

TEL 03-3492-7679

【点検内容】

- (1) シャックル2個、吊金物についてX線整備
- (2) ロープの目視点検
- (3) X線検査記録及び検査成績表を2部提出する。

1.1 検査・計測記録等

本仕様に基づく船体部の次の検査・計測記録等は、取りまとめのうえ2部製本し、本庁及び本船に各1部提出する。

- 1 (3) 盤木位置図
- 3 (5) 使用塗料に関する報告書
- 4 保護陽極計測記録表
- 5 (4) 水質検査合格証明書
- 7-1 救命艇(救助艇)整備記録表
- 7-2 救命艇ダビット整備記録表
- 7-3 膨脹式救命いかだ整備記録表
- 8 消防設備点検記録表

救命艇ダビット交換部品

項	品目	規格	数量		備考
			枚	個	
1	点検口パッキン		枚	1	
2	六角ボルト	M12×35 SUS	個	16	
3	スプリングワッシャー	M12 SUS	個	16	
4	シートパッキン	ガバナーブレーキケース用 MW-9	枚	1	
5	シートパッキン	ガバナーブレーキケース用 MW-10	枚	1	
6	シートパッキン	ガバナーブレーキケース用 MW-60T	枚	1	
7	シートパッキン	ディスクブレーキケース用 MW-9	枚	1	
8	シートパッキン	ディスクブレーキケース用 MW-10	枚	1	
9	シートパッキン	ガバナーブレーキケース用 MW-60T	枚	1	
10	シートパッキン	スラストシャフトボス用 MW-9	枚	1	
11	シートパッキン	スラストシャフトボス用 MW-10	枚	1	
12	シートパッキン	スラストシャフトボス用 MW-60T	枚	1	
13	六角ボルト	半ネジ、ハイテン、メッキ M12×35	個	6	
14	ハードワッシャ	メッキ M12	個	4	
15	六角ボルト	半ネジ、メッキ M12×35	個	6	
16	六角ボルト	半ネジ、メッキ M12×30	個	12	
17	スプリングワッシャ	メッキ M12	個	18	
18	スナップリング	S40	個	1	
19	スナップリング	S35	個	1	
20	スナップリング	S15	個	6	

第三章 機関部

1 主発電機用原動機

製造所、型式 : ダイハツディーゼル 6Dk-26e
連続最大出力×回転数 : 1710kW×720min⁻¹
シリンダ数×径×行程 : 6×260mm×380mm

1号～4号主発電機用原動機について、次の整備を行う。別紙2の部品（本船支給）を取替える。

- (1) 燃料噴射弁 6個/基
解放、清掃、点検、組立調整、復旧
噴射圧力調整 (32～35MPa) 及び噴霧テスト
吐出弁摺合せ、噴射時期調整
- (2) 潤滑油自動逆洗こし器 1台/基
解放、自動逆洗式フィルタ及びエレメント清掃、点検、復旧
- (3) その他
復旧後、乗員が行う係留運転に立会い、始動試験、非常停止装置の作動試験、警報装置の作動試験、操縦場所の切換試験等の効力試験を行う。

2 補助発電機用原動機

製造所、型式 : ダイハツディーゼル 6DE-18
定格出力×回転数 : 610kW×900min⁻¹
シリンダ数×径×行程 : 6×185mm×280mm

補助発電機用原動機について、次の整備を行う。別紙3の部品（本船支給）を取替える。

- (1) 燃料噴射弁 6個
解放、清掃、点検、組立調整、復旧
噴射圧力調整 (32.5～33.5MPa) 及び噴霧テスト
- (2) 過給機 (IHI AT14) 1個
解放、清掃、点検、組立調整、復旧
水衣部薬品洗浄
- (3) 熱交換器 (空気冷却器 フィンチューブ式 117.2m²) 1個
解放、清掃、点検、組立調整、復旧
冷却水流路清掃、薬品洗浄
- (4) 潤滑油自動逆洗こし器 1台
解放、自動逆洗式フィルタ及びエレメント清掃、点検、復旧
- (5) 冷却水温度調整弁
解放、清掃、点検、組立調整、復旧
- (6) 試験、計測
次の試験・計測を行う。
 - ア 圧力試験
空気冷却器 1個 0.4MPa
 - イ 探傷検査 (染色探傷)
 - 過給機ロータ 1個
 - 過給機ノズル・デフューザ 1式
 - 過給機ブロウインペラ 1個
 - 過給機タービンブレード 1個
 - ウ 計測
過給機回転部間隙
- (7) その他
復旧後、乗員が行う係留運転に立会い、始動試験、非常停止装置の作動試験、警報装置の作動試験、操縦場所の切換試験等の効力試験を行う。

3 軸系

製造所、型式 : 川崎重工業 旋回式推進装置 KST-240ZF/BT2.9

プロペラ : 4翼 CPP、直径 2,900mm、重量 2,333 kg、材質 CAC703

両舷軸系装置について、次の整備を行う。

- (1) プロペラ翼 (ボンネット、ボスを含む。) 両舷
清掃 (バフ仕上げ)、点検、組立調整、復旧
- (2) その他
清掃用足場の架設、撤去を行う。

4 熱交換器

熱交換器について、次の整備を行う。プレートガスケットは再利用する。

- (1) 低温冷却清水冷却器 (日阪製作所 RX-395B-NPM-121) 2台
解放、清掃、点検、薬剤洗浄、カバー水衣部防食塗料塗布、組立調整、復旧
プレートガスケット類一式清掃、貼り付け
圧力試験 (清水 0.38MPa/海水 0.30MPa)
- (2) 船体用清水冷却器 (日阪製作所 LX-115B-NPM-61) 2台
解放、清掃、点検、薬剤洗浄、カバー水衣部防食塗料塗布、組立調整、復旧
プレートガスケット類一式清掃、貼り付け
圧力試験 (清水 0.38MPa/海水 0.30MPa)

5 バウスラスト

製造所、型式 : 川崎重工業 KT-130B3 4翼 CPP

プロペラ : 直径 2,000mm

バウスラスト装置について、プロペラ翼を点検、清掃する。

6 海洋生物付着防止装置

製造所、型式 : トラテック カセルコ・システム

海洋生物付着防止装置について、次の整備を行う。

- (1) シーチェスト各電極 (本船支給) 取替え
主機室低位海水吸入箱 MG350, TC350 1組
主機室低位海水吸入箱 MG350, TC350 1組
- (2) 射水テストによる水密確認
- (3) 電極～船体間の絶縁確認及び通電試験

7 効力試験

第2種中間検査にかかる効力試験等 (電気部の試験を含む。) を行い受検する。(受検記録2部提出)

8 検査・計測記録等

本仕様に基づく機関部の次の検査・計測記録等は、取りまとめのうえ2部製本し、本部及び本船に各1部提出する。

- 1 主発電機用原動機整備記録
- 2 補助発電機用原動機整備記録
- 4 熱交換器整備記録
- 9 効力試験受検記録

交換部品表 主発電機用原動機

別紙2

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	Oリング	NN00496085A	個	4	
2	Oリング	NN00496086A	個	4	
3	Oリング	NN00496087A	個	8	
4	Oリング	NN00496030A	個	256	
5	Oリング	AE02141055A	個	4	
6	Oリング	AE02141056A	個	4	
7	ガスケット	E294175320Z	枚	4	
8	ガスケット	AE02141058A	枚	20	
9	ガスケット	AE02141059A	枚	4	
10	Oリング	AE02141060A	個	4	
11	Oリング	Z560101824DZ	個	48	
12	マルパッキン	Z565001300EE	枚	50	
13	マルパッキン	Z565001000EE	枚	50	
14	マルパッキン	Z565001300EE	枚	50	
15	Oリング	AE48062023A (E286270120Z)	個	24	
16	Oリング	E206250120Z	個	24	
17	Oリング	Z560102635DZ	個	24	
18	ガスケット	AE02064029A	枚	48	
19	F0ノズル	NN00989007A (E266285170A)	個	24	
20	ノックピン	E326203050Z	個	96	
21	Oリング	AE48062023A	個	24	
22	Oリング	Z560204531DZ	個	24	
23	Oリング	Z560206031DZ	個	24	
24	Oリング	Z560205531DZ	個	48	
25	ガスケット	Z567001402CC	枚	48	
26	マルパッキン	Z565002520ZZ	枚	30	

交換部品表 主発電機用原動機

別紙2

番号	品目	規格	単位	数量	備考
27	Oリング	AE48062023A	個	48	
28	Oリング	E206250120Z	個	24	

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	Oリング	05969-028	個	1	
2	Oリング	05969-030	個	38	
3	Oリング	05969-052	個	1	
4	Oリング	05969-053	個	2	
5	Oリング	05969-054	個	1	
6	Oリング	05969-059	個	2	
7	Oリング	05969-063	個	2	
8	Oリング	05969-088	個	1	
9	Oリング	00368-056	個	1	
10	ガスケット	07852-016	枚	4	
11	ガスケット	00368-059	枚	1	
12	Oリング	00368-060	個	1	
13	Oリング	E268685100Z	個	12	
14	バックアップリング	AE47064003A (E206452730A)	個	12	
15	バックアップリング	AE47064004A (AE01064012B)	個	12	
16	Oリング	00007-004	個	6	
17	Oリング	E206250120Z	個	6	
18	Oリング	Z560203031DZ	個	6	
19	Oリング	Z560103235DZ	個	6	
20	Oリング	00073-160	個	4	
21	Oリング	00073-161	個	2	
22	ノズル	06473-013	個	6	
23	ピン・ノズルダウエル	00007-010	個	24	
24	ガスケット	00007-016	枚	12	
25	Oリング	00007-004	個	6	
26	Oリング	E206250120Z	個	6	

番号	品目	規格	単位	数量	備考
27	Oリング	Z560203031DZ	個	6	
28	Oリング	Z560104635DZ	個	18	
29	Oリング	Z560103235DZ	個	6	
30	マルパッキン	Z565001920ZZ	枚	10	
31	ガスケット	06462-002	枚	1	
32	ガスケット	06462-012	枚	1	
33	ガスケット	06462-007	枚	2	
34	Oリング	Z560230057ZZ	個	1	
35	マルパッキン	Z565001000EE	枚	10	
36	Oリング	Z560105057ZZ	個	1	
37	Oリング	Z560108057ZZ	個	1	
38	Oリング	Z560208531ZZ	個	2	
39	Oリング	Z560209531ZZ	個	2	
40	メンテンスキット - 1	7VTABB00653	式	1	
41	メンテンスキット - 2	7VTABB00651	式	1	
42	メタルシールガスケット	7VTABB00630	枚	1	
43	プレフィルター	7VTABB02833	個	1	

第四章 電気・計器部

1 航海情報記録装置

製造者 日本無線株式会社

型式 JCY-1900

- (1) 航海情報記録装置 (VDR) について、整備認定事業場等による年次点検整備を実施し、受検する。(整備記録表2部提出)
- (2) 次の部品を交換する。
FPC水中音響ビーコン 7ZZNA4138 1式

2 検査・計測記録等

本仕様に基づく電気・計器部の次の検査・計測記録等は、取りまとめのうえ2部製本し、本庁及び本船に各1部提出する。

- 1 航海情報記録装置整備記録表